

令和3年度実績評価書

(評価対象期間: 令和3年4月～令和4年3月)

令和4年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み	2
2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）	2
3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見	4
（参考資料1）金融庁における政策評価への取組み	6
（参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー	16
（参考資料3）金融庁における令和3年度実績評価（概要）	17

II 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	23
	2 金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	35
	3 金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	39
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	50
	2 金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	58
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	71
	2 企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	79
	3 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	91

(横断的施策)

施策目標	施策	ページ
1 デジタル・イノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しながら、イノベーションを促進しやすい環境を整備し、利用者利便の向上を図ること	IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	102
2 大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること 近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること	業務継続体制の確立と災害への対応	111
3 基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」及び「横断的施策－2」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること	その他の横断的施策	117

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策目標	施策	ページ
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を通じた金融行政の質の向上	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	131
2 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと	検査・監督の見直し	138
3 全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めること	金融行政を担う人材育成等	143

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料 1）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、令和 3 年度（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

令和 3 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めています。

令和 3 年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策名

令和３年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

令和３年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

令和３年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、５ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、Dの５段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている３つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々(参考資料2)から、令和4年6月1日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

また、有識者会議のメンバーからのご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価の判断基準

S : 目標を超過して達成した場合

A : 目標を達成した場合

B : 相当程度進展があった場合

C : 進展が大きくない場合

D : 目標に向かっていない場合

(参考資料 1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年 1 月	- 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13 年 1 月政策評価各府省連絡会議了承）	
3 月		「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13 年 3 月 28 日）
6 月	「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13 年法律第 86 号）	
10 月		「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定（13 年 10 月 31 日）
12 月	「政策評価に関する基本方針」（13 年 12 月閣議決定）	
14 年 4 月	「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13 年法律第 86 号）	「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14 年 4 月 1 日） 「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 4 月～6 月末）策定（14 年 4 月 1 日）
7 月		「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 7 月～15 年 6 月末）策定（14 年 8 月 6 日）
9 月		「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14 年 9 月 13 日）
11 月		「第 1 回政策評価に関する有識者会議」開催（14 年 11 月 12 日）
12 月		政策評価（平成 13 年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14 年 12 月 26 日）
15 年 4 月		「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15 年 4 月 17 日）
6 月	「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15 年 6 月国会報告）	「第 2 回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年 6 月 12 日）
7 月		「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15 年 7 月 1 日） 「平成 15 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 15 年 7 月～16 年 6 月末）策定（15 年 7 月 1 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
8 月		・「第 3 回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 14 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15 年 8 月 29 日）
16 年 4 月		・「第 4 回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年 4 月 21 日） ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16 年 4 月 23 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16 年 6 月国会報告）	・「第 5 回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年 6 月 18 日）
7 月		・「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 16 年 7 月～17 年 6 月末）策定（16 年 7 月 7 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16 年 7 月 7 日）
8 月		・「第 6 回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 15 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16 年 8 月 31 日）
17 年 4 月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17 年 4 月 27 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17 年 6 月国会報告）	
7 月		・「第 7 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 7 月 5 日） ・「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 17 年 7 月～18 年 6 月末）策定（17 年 7 月 26 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17 年 7 月 26 日）
8 月		・「第 8 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 8 月 9 日） ・政策評価（平成 16 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17 年 8 月 31 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
12 月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17 年 12 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）	
18 年 4 月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18 年 4 月 28 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18 年 6 月国会報告）	・「第 9 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 6 月 20 日）
7 月		・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 18 年 7 月～19 年 6 月末）策定（18 年 7 月 10 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18 年 7 月 10 日）
8 月		・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 8 月 3 日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年 8 月 31 日）
19 年 3 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年 3 月閣議決定）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年 6 月国会報告）	・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 6 月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年 6 月 14 日）
7 月		・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年 7 月～20 年 6 月末）策定（19 年 7 月 3 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年 7 月 3 日）
8 月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年 8 月政策評価各府省連絡会議了承）	・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 8 月 2 日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年 8 月 30 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20 年 6 月国会報告)	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20 年 6 月 10 日) ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催(20 年 6 月 11 日)
7 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間 20 年 7 月～24 年 3 月末)策定(20 年 7 月 3 日) ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 20 年 7 月～21 年 6 月末)策定(20 年 7 月 3 日)
8 月		・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催(20 年 8 月 6 日) ・政策評価(平成 19 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20 年 8 月 29 日)
21 年 2 月		・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催(21 年 2 月 26 日)
3 月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 21 年 4 月～22 年 3 月末)策定(21 年 3 月 31 日)
5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(21 年 5 月国会報告)	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21 年 5 月 22 日)
8 月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催(21 年 8 月 5 日) ・政策評価(平成 20 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21 年 8 月 31 日)
22 年 3 月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催(22 年 3 月 17 日) ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 22 年 4 月～23 年 3 月末)策定(22 年 3 月 31 日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22 年 3 月 31 日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
5 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（22 年 5 月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22 年 5 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22 年 6 月国会報告）	・「平成 20 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22 年 6 月 4 日）
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年 8 月 24 日） ・「第 18 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年 8 月 25 日） ・政策評価（平成 21 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22 年 8 月 31 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22 年 8 月 31 日）
23 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23 年 6 月国会報告）	・「平成 21 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23 年 6 月 17 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 23 年 4 月～24 年 3 月末）策定（23 年 6 月 24 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23 年 6 月 24 日）
9 月		・「第 19 回政策評価に関する有識者会議」開催（23 年 9 月 27 日） ・政策評価（平成 22 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23 年 9 月 30 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23 年 9 月 30 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
24 年 3 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承）	
5 月		・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年 5 月 21 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24 年 4 月～29 年 3 月）策定（24 年 5 月 31 日） ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24 年 4 月～25 年 3 月）策定（24 年 5 月 31 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24 年 6 月国会報告）	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24 年 6 月 8 日）
8 月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年 8 月 10 日）
9 月		・政策評価（平成 23 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24 年 9 月 7 日）
25 年 4 月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年 6 月国会報告）	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年 6 月 7 日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年 6 月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年 4 月～26 年 3 月末）策定（25 年 6 月 28 日）
8 月		・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年 8 月 30 日）
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）	
26 年 5 月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年 5 月 30 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26 年 6 月国会報告)	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26 年 6 月 13 日)
7 月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 26 年 4 月～27 年 3 月末)策定(26 年 7 月 1 日公表)
8 月		・政策評価(平成 25 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26 年 8 月 29 日)
27 年 3 月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27 年 3 月閣議決定)	
4 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承)	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27 年 6 月国会報告)	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27 年 6 月 12 日) ・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催(27 年 6 月 29 日)
8 月		・政策評価(平成 26 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27 年 8 月 31 日公表) ・「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 27 年 4 月～28 年 3 月末)策定(27 年 8 月 31 日公表)
28 年 5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28 年 5 月国会報告)	・「平成 26 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28 年 5 月 20 日)
6 月		・「第 25 回政策評価に関する有識者会議」開催(28 年 6 月 8 日)
8 月		・「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 28 年 4 月～29 年 3 月末)策定(28 年 8 月 12 日公表) ・政策評価(平成 27 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28 年 8 月 31 日公表)

29 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29 年 6 月国会報告)	・「平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29 年 6 月 23 日) ・「第 26 回政策評価に関する有識者会議」開催(29 年 6 月 26 日)
7 月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29 年 7 月政策評価各府省連絡会議了承)	
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間: 29 年 4 月~33 年 3 月末)策定(29 年 8 月 1 日公表) ・政策評価(平成 28 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29 年 8 月 31 日公表)
12 月		・「平成 29 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 29 年 4 月~30 年 3 月末)策定(29 年 12 月 15 日公表)
30 年 1 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 1 月 31 日)
5 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 5 月 21 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(30 年 6 月国会報告)	・「平成 28 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(30 年 6 月 13 日) ・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 6 月 22 日)
7 月		・政策評価(平成 29 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(30 年 7 月 17 日公表)
9 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 9 月 13 日)
12 月		・「平成 30 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 30 年 4 月~31 年 3 月末)策定(30 年 12 月 3 日公表)

31 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（31 年 2 月 15 日）
元年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（元年 6 月国会報告）	・「平成 29 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（元年 6 月 10 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年 6 月 13 日）
8 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年 8 月 1 日） ・政策評価（平成 30 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（元年 8 月 30 日公表）
12 月		・「令和元年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月末）策定（元年 12 月 24 日公表）
2 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 2 月 28 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（2 年 6 月国会報告）	・「平成 30 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（2 年 6 月 3 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 6 月 23 日）
9 月		・政策評価（令和元年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（2 年 9 月 17 日公表）
11 月		・「令和 2 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：2 年 4 月～3 年 3 月末）策定（2 年 11 月 27 日公表）
3 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（3 年 6 月国会報告）	・「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（3 年 6 月 7 日）
7 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（3 年 7 月 1 日）

8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：4 年 4 月～9 年 3 月末）策定（3 年 8 月 31 日公表） ・政策評価（令和 2 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（3 年 8 月 31 日公表）
10 月		・「令和 3 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：3 年 4 月～4 年 3 月末）策定（3 年 10 月 29 日公表）
4 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（4 年 6 月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（4 年 6 月 1 日） ・「令和 2 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（4 年 6 月 6 日）

(参考資料 2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

令和 4 年 6 月 22 日現在

内田 貴和 三井物産株式会社顧問

江川 雅子 学校法人成蹊学園学園長

岡崎 哲二 東京大学大学院経済学研究科教授

中曽 宏 株式会社大和総研理事長

星 岳雄 東京大学大学院経済学研究科長

本田 桂子 コロンビア大学国際関係公共政策大学院客員教授

〔 計 6 名 〕

(敬称略・五十音順)

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
I 金融システムの安定と金融仲介機能			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	✓ 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に起因する不確実性が継続していることも踏まえ、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響についての的確に把握する。また、市場変調に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話のほか、必要に応じた政策的な対応や情報発信に活用していく。その上で、低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるかといった観点から業態横断的な金融モニタリングを実施する。 ✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、深度ある対話を実施。 ✓ モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、データ収集・管理の枠組みの改善を継続するとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。また、各国との知見・教訓の蓄積等を通じて我が国のモニタリング能力の向上につなげる。	✓ コロナに起因する不確実性が継続していることも踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮状況とともに、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響についての的確に把握した。なお、マクロ健全性維持の観点からの規制（カウンター・シクリカル・バッファー等）についても、適切に運用した。 ✓ 市場における不確実性の高まりを踏まえ、金利上昇等の市場変調に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話を行ったほか、必要に応じた情報発信に活用した。 ✓ 個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促した。 ✓ 特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行った。 ①長期に亘り低金利環境が継続してきた中、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。 ②金融市場やマクロ経済環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。 ✓ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の公表停止に備えた金融機関の移行対応を促し、取組状況のモニタリング・LIBOR利用状況調査等を実施。 ✓ モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、データ収集・管理の枠組みの改善を継続した。 ✓ ポストコロナにおける金融機関による企業支援のあり方の検討及び金融機関の健全性のモニタリングに資する観点から、金融機関から収集するデータや外部から購入する企業個社レベルの財務データなど、様々なデータ・情報ソースを組み合わせ活用し、コロナが企業の財務（収益や債務負担等）に与えている影響につき、多面的に実態把握を行った。	グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。 また、金融機関の健全性を確保・維持するため、コロナの影響も踏まえたうえで、業態横断的な対応に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	✓ バーゼルⅢの国内実施について、関係者と十分な対話を行いながら準備を進めるなど、金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。	✓ 関係者と十分な対話を行った上で告示改正案を公表するなど、最終化されたバーゼルⅢの国内実施に向けた準備を進めた。 ✓ 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書等を踏まえ、国内フィールドテストを実施するとともに、国内新規制に関する検討状況を公表。	国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備など、引き続き金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。 経済価値ベースのソルベンシー規制について、4年中に制度の基本的な内容を暫定的に決定した上で、7年度に導入することを念頭に着実に検討を進める。
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と	✓ 金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認する。	✓ コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、金融機関に対して、新規融資や条件変更等について最大限柔軟な対応をするよう、累次の要請を実施。また関係者からのヒアリングにより、資金繰り支援が全体として適切に行われているかを確認するとともに、「企業アンケ	コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく。

金融モニタリングの実施	✓ 地域金融機関による継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況を重点的にモニタリングする。 ✓ 地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。 ✓ 事業全体を対象とする新たな担保制度である事業成長担保権（仮称）の導入に向けて、幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、法制度の具体的なあり方、金融機関や監督当局等における実務上の取扱い等についても検討を深めていく。	ート調査」を通じて、コロナによる企業への影響と地域金融機関による支援状況等の実態把握に努めた。 ✓ 地域金融機関における経営改革に向けた取組等について、各金融機関の置かれた様々な経営環境や顧客企業の状況等も踏まえつつ、経営トップ・社外取締役とも丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援。 ✓ 事業成長担保権（仮称）の導入に向けて、「事業者を支える融資・再生実務の在り方に関する研究会」を開催し検討を深めるとともに、その議論を３年１１月に「論点整理 2.0」として取りまとめ、公表。また米国の融資・再生実務等について委託調査を実施。	また、地域金融機関における経営改革に向けた取組について、引き続き、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく。 担保法制の見直し等については、海外の制度・実務等も参考に、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起も含め、引き続き議論に貢献していく。
Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上			
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、深度あるモニタリングを行うとともに、金融機関の取組の「見える化」を進める。 ✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。	✓ 「重要情報シート」の活用促進、「金融事業者リスト」や「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」の定義の公表等による金融機関の取組の「見える化」を通じて、顧客が金融商品や金融機関を比較しやすい環境を整備。また、金融機関の顧客本位の業務運営に関する取組やリスク性金融商品の販売状況等について、モニタリングを実施。 ✓ 金融庁職員による金融経済教育の出張授業や、金融経済教育に関するオンラインと対面双方でのイベントやメディアと連携した情報発信を実施。さらに、成年年齢引下げや高校学習指導要領の改訂を踏まえ、高校向け指導教材の作成、日本銀行等と連携した大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成、小学生向けのウェブ教材及びパンフレットの作成など、ICTも活用した様々なコンテンツを提供。また、４年度の税制改正要望にて、NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用等を通じた利便性向上を行ったほか、NISA特設ウェブサイトのコンテンツの充実やSNSを通じた情報発信により、つみたてNISAの広報等を実施（４年３月末時点：約 587 万口座）。	金融機関における顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、金融機関の取組の「見える化」やモニタリングを実施し、利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取り組んでいく。 また、高校家庭科における金融教育に関する指導教材を用いたモデル授業を実施し、全国に展開する。加えて、メディアや金融関係団体との連携を強化しつつ、大学生や若手社会人を中心とした、資産形成を含めた金融リテラシー向上に資する教材等の作成やセミナーの実施をはじめとした情報発信を行う。
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、システムリスク管理態勢の強化を促す。 ✓ 改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された第一種・第三種資金移動業者の登録・認可審査を実施するとともに、第二種資金移動業者を含め、改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況を含めてモニタリングを行っていく。 ✓ 多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種取組を進めていく。	✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が認められた事案について重点的に検証を行い、金融機関等のシステム障害の傾向等を金融機関等に共有しつつ、自律的な改善を促すことに焦点をあてたモニタリングを進めるなど、システムリスク管理態勢の強化を促した。 ✓ ３年５月１日に改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された種別の資金移動業である第一種及び第三種資金移動業者の登録に向けて認可審査を実施。また、第二種資金移動業も含めて、改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを行った。 ✓ 多重債務防止等の観点から、近年広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資、給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化、先払い買取現金化等）について、政府広報の活用や関係機関との連携を通じ、注意喚起等を行った。	金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく。

Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	✓ 網羅的で・機動的で・深度ある市場監視(広く、早く、深い市場監視)の実現を目指し、引き続き、実質的に意味のある市場監視を実施する。 ✓ 戦略的かつ横断的な市場監視業務におけるデジタルイゼーションの一層の推進や市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。	✓ マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなどのタイムリーな市場監視に取り組むとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内外の市場の新しい事象も常に注意深く監視し、監視体制の整備や手法の改善を図るなどの取組を推進。 ✓ デジタルイゼーションの飛躍的進展に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組むとともに、システム環境の高度化を推進。また、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成を推進。	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタルイゼーションの進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていく。
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	✓ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方を検討する。 ✓ 気候変動を含むESG情報の開示の充実を図る観点から、サステナビリティに関する開示の好事例集を改訂する。 ✓ 会計監査の在り方に関する懇談会において、経済社会情勢の変化を踏まえ、上場企業の会計監査を担う監査事務所のあり方や公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備など、会計監査を巡る諸課題について、総合的に検討する。	✓ 金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)を設置し、企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討した。 ✓ サステナビリティに関する開示を含む記述情報の開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表した(3年12月公表、4年3月最終更新)。 ✓ 会計監査の信頼性を確保するために必要な取組を総合的に議論するため、「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」を開催し、論点整理を公表(3年11月)。 ✓ 会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずる「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出(4年3月)。	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)における報告書を、4年春頃を目途に取りまとめたのち、関係法令の整備を行う。 記述情報の開示の更なる充実に向け、投資家からのニーズ等も踏まえ、引き続き、開示の好事例の検討・公表を行っていく。 引き続き、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を推進。
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	✓ 3年6月のコーポレートガバナンス・コード等の改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促す。 ✓ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話に資するガバナンス情報が提供されるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方を検討する。 ✓ 国際金融機能の確立に向けて、海外の投資運用業者に対する簡素な手続による参入制度の創設、海外金融事業者に対する英語での行政対応の拡大、海外から参入する資産運用業者等に対する創業・生活支援体制の強化等に取り組む。 ✓ 特定投資家制度の拡充等の制度整備やスタートアップエコシステムに資する成長資金供給のあり方を検討する。 ✓ 銀証ファイアーウォール規制について、利用者本位のサービス提供が図られるよう、制度整備を進めるとともに、必要な検討を継続する。	✓ コーポレートガバナンス・コードの再改訂及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促した。 ✓ 金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)を設置し、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方について検討した。 ✓ 3年4月～同年6月までに、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計4回開催し、成長資金の供給のあり方や顧客情報の共有に関する銀証ファイアーウォール規制(情報授受規制)について議論を行い、同年6月、成長資金供給の円滑化に向けた制度整備や上場企業等の顧客情報に関するファイアーウォール規制の緩和に関する報告書を公表した。 ✓ 上記の報告書を踏まえて以下の 法令・制度の整備を実施した。 ① スタートアップ企業への成長資金の供給の円滑化・多様化を図る観点から、特定投資家制度の拡充に関する制度整備の検討等を行ったほか、株式投資型クラウドファンディング及び少数数私募の人数通算期間の見直しに関する政令・内閣府令等の改正を実施した(4年1月施行)。 ② 上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制に関する内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した(3年12月)。	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)における報告書を、4年春頃を目途に取りまとめたのち、関係法令の整備を行う。 成長・分配の両立に向けた資金の好循環を確立するためには、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上が重要である。そのため、投資家保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等を支える成長資金供給のあり方について検討を進める必要がある。また、顧客本位の営業の確保と金融サービスの向上に向けた施策を推進する必要がある。そして、取引所・PTS全体の機能向上・レジリエンス強化に向けた検討を進める必要がある。

	✓ 東京証券取引所の市場構造改革の実現、私設取引システム(PTS)と金融商品取引所との間の適切な競争の促進など、市場機能の強化に向けた検討を実施する。	✓ 3 年 10 月からは、家計の安定的な資産形成と持続的な経済成長を実現していくため、「市場制度ワーキング・グループ」を計 5 回開催し、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「市場インフラの機能向上」、「成長・事業再生資金の円滑な供給」について、4 年 6 月の報告書とりまとめに向け、検討を進めた。 ✓ 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、届出による簡素な参入手続を創設した。また、新たに日本に参入する外国証券会社のうち海外での業務実績がある等の一定の要件を満たす者について、英語での登録申請書等の提出を可能とするため、内閣府令の改正・告示の制定を行った。加えて、縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的として、モデル事業を開始した。	
(横断的施策)			
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	✓ 金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進するため、利用者保護の確保を図りつつ、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品のデジタル化への対応のあり方等を検討する。また、グローバルステーブルコインの取扱いも含め、クロスボーダー送金の改善に関する国際的な議論に貢献する。 ✓ FinTechサポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するほか、フィンテックに係るビジネス動向 を把握しつつ、事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう支援する。 ✓ 決済における相互運用性確保及び競争促進に向けて、資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討の着実な進展を図るとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促していく。	✓ 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等について検討。 ✓ 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段等取引業の創設、銀行等における為替取引のモニタリング等の共同化の動きへの対応として、為替取引分析業の創設、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、本人確認義務等を課すための規定の整備、等の措置を講ずる必要があることから、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出(4 年 3 月)。 ✓ FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ及び金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク (旧:基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ)で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応。 ✓ 資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大について、決済の安全性確保の観点から、全銀システムに新たに接続する事業者に対するモニタリングのあり方についての検討など、必要な対応を行うとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促した。	イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタライゼーションの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていく。
2 業務継続体制の確立と災害への対応	✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。	✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施。 ✓ 3 年 7 月以降の大雨に係る災害や 4 年福島県沖を震源とする地震などの自然災害への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や金融機関に対してきめ細かな対応を慫慂。	金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。
3 その他の横断的施策	✓ 国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献(コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス)を進めるとともに、国際的なネットワークを強化(アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化)する。 ✓ サステナブルファイナンスを推進し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組に活用されるよう、企業開示の充実、	✓ コロナを踏まえた金融安定性に関する影響分析や対応が進む中、ノンバンク金融仲介の強靱性向上に向けた取組の進捗報告書作成など、国際的に協調した取組に貢献。また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策強化のための暗号資産等に関する国際的なガイダンス策定に貢献したほか、アウトソーシング・サードパーティにおける規制監督上の論点に関する議論に貢献。 ✓ 当局間協力に関し、オンラインのコミュニケーションを用い、二国間会議における意見交換、アジア・新興国に対する技術協力や先進国との対話をさらに推進。 ✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に向け、金融活動作業部会(FATF)第 4 次対日相互審査の結果も踏まえ、検査要員の確保等の検査・監督体	国際的に協調した対応は、コロナの影響下においても、世界の金融システムの健全性を維持しつつ、実態経済を支えることにつながるため、引き続き、積極的に取り組んでいく。 また、アジア・新興国の金融技術支援等に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながるため、引き続き、積極的に取り組んでいく。

		グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。 ✓ 金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携していく。	制の強化、マネロン等対策共同システムの実用化に係る検討の支援、広報活動を通じた利用者への周知等の取組を実施。 ✓ 「グリーン国際金融センター」の実現に向け、JPX「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を設置し、4 年年央までに、グリーンボンド等の情報を幅広く集約する情報プラットフォームを設置するなどの方向性を取りまとめた中間報告書を公表。4 年 2 月に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、ESG評価・データ提供機関について、期待される行動規範のあり方等について議論。 ✓ 金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携した。	金融活動作業部会(FATF)第 4 次対日相互審査のフォローアップ及び第 5 次対日相互審査を見据え、引き続き、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に向け、関係機関と連携して取り組んでいく。 「グリーン国際金融センター」の実現に向け、国内のサステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めていく。 経済案安全保障上の対応について、引き続き関係機関との連携を行っていく。
(金融庁の行政運営・組織の改革)				
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	✓ ①各種有識者会議の積極的活用、②金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施、③金融行政に関する情報発信の強化、④ 財務局とのさらなる連携・協働の推進、⑤アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組等により、金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を図る。	✓ 各種有識者会議の開催や、金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施するなど、有識者の意見や内外からの意見を金融行政に継続的かつ的確に反映する取組を実施。	✓ 金融庁の施策等について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ正確で分かりやすい情報発信を実施。	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。
2 検査・監督の見直し	✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。	✓ 分野別の考え方と進め方として、「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」、「事例集(参考手引)＜令和 3 年 6 月版＞」、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表するなど、「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践。	✓ 検査・監督の品質管理の一環として、第三者による外部評価や職員アンケートを実施。	検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、更なる取組を進めていく。
3 金融行政を担う人材育成等	✓ さらなる組織活性化に向けて、①金融行政各分野の専門人材の育成、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もが能力を発揮できる環境の実現、④幹部職員等のマネジメント力向上、などのための取組を継続・拡充する。	✓ 金融を巡る環境の変化などを踏まえて、中長期的な視点からの専門人材の育成の枠組みの整備を行い、「当面の人事基本方針」を改訂。	✓ 「政策オープンラボ」や、個人論文の執筆・公表を組織的に支援する枠組みなどが一層活用されるための環境づくりを実施。	組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。
		✓ テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備や業務の合理化・効率化の取組を推進。	✓ 幹部職員等へのマネジメント研修や、マネジメント方針の「見える化」及び期中での振り返りを実施。また、少人数グループによるきめ細かい組織運営を推進。	
		✓ 職員満足度調査における全体的な満足度のスコアは、全庁で前年に比べ 0.03 ポイント上昇し、4.02/5.00 となった。		

Ⅱ 各施策の評価結果

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(施策 I-1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基に効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。 また、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナの世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタルイゼーションの進展など、金融業界を巡る環境が大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日） ・「日本再興戦略」改訂 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定） ・検査・監督基本方針(30 年 6 月 29 日) ・令和 3 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 3 年 8 月 6 日） ・2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（以下「金融行政方針」という。）（3 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組	【達成】
	3 年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析
	3 年度実績	・経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。
指標②	〔主要〕「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況	【達成】
	3 年度目標	「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施

	3 年度実績	・「金融行政方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、2 事務年度（2 年 7 月～3 年 6 月）に実施した結果を「金融行政方針」において公表しました。	
指標③ [主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組			【達成】
	3 年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	
	3 年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリングとデータ分析等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において高度化を促しました。	
指標④ [主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）			【達成】
	基準値	実績	
	2 年度	3 年度	3 年度
	2 年度 各業態の 比率 (別紙参照)	3 年度 各業態の 比率 (別紙参照)	前年度水準を 維持
指標⑤ 自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施			【達成】
	3 年度目標	告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認	
	3 年度実績	・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法について、リスク管理と先進的手法の運営態勢に係る深度ある対話及び審査を実施し、新たに 1 先に対する承認を行いました。また、既承認金融機関における先進的なリスク計測手法の運用状況等についてもモニタリングを実施しました。	
指標⑥ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督			【達成】
	3 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	
	3 年度実績	・コロナによる事業の不確実性が続く中、特に、貸出が集中し、コロナの影響を大きく受けている業種・事業者の状況について、重点的に実態把握を行いました。その上で、金融機関による資金繰り支援や資本金性資金の提供といった事業者への支援の状況について確認しました。 ・個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組を強化し、信用リスクについて、内部格付や償却・引当のプロセスの有効性について金融機関と対話しました。市場リスクについて、大手銀行グループに加えて、大手生命保険会社等の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場運用や外貨流動性に係るリスク管理態勢について金融機関と対話しました。	

		・上記モニタリングを効果的に実施するため、日本銀行や海外金融当局等の関係当局と情報共有・意見交換を行いました。 ・グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性の確認といった金融機関のガバナンス等に係る対話をさらに進めました。
指標⑦	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組	【達成】
	3 年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施
	3 年度実績	・地域金融機関に対して、検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する金融機関の取組について、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づいて、工夫事例等に関する対話を行いました。 ・ポストコロナを見据えた地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況など、金融機関の抱える課題に応じて、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施しました。 ・国内外の様々な経済動向等を注視し、大口与信先の状況や市況の変化等が各地域金融機関の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促しました。 ・地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を実施しました。
指標⑧	大手証券会社グループに対する適切な監督	【達成】
	3 年度目標	ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施
	3 年度実績	・グローバルな業務展開を支えるガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢（グローバルな市場変動リスクや保有資産価値の下落等に対する備えを含む）の整備状況や危機時の対応策等について、海外当局とも連携しつつ、引き続きモニタリングを行いました。 ・手数料体系の複線化や仕組債・ファンドラップなどの商品・サービスの多様化が進む中で、顧客への提案内容や運用状況等が顧客本位のものとなっているか、営業現場との深度ある対話を行いました。
指標⑨	国際的に活動する保険グループに対する適切な監督	【達成】
	3 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施
	3 年度実績	・海外当局とも情報共有・意見交換を行った上、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促しました。

評価結果	
目標達成度合い	A（目標達成）

の測定結果	【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。 また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。 【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、リスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。 【有効性】 金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組（測定指標①）により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標④）に資することができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。 また、金融機関の健全性を確保・維持するため、コロナの影響も踏まえたうえで、引き続き金融行政方針に基づき、業態横断的な対応に加え、以下の通り、業態ごとのビジネ

	スモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じた金融モニタリングなどを行っていく必要があります。 【大手銀行グループ等】 海外業務やグループ連携の強化・拡大等、戦略に応じたリスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 【証券会社】 顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮等 【保険会社】 適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築 【日本郵政】 市場運用の深化に向けたリスク管理の高度化に加え、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保 【 施 策 】 金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。 また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロプルーデンスの取組	・コロナに起因する不確実性が継続していることも踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮状況とともに、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響についての確に把握しました。なお、マクロ健全性維持の観点からの規制（カウンター・シクリカル・バッファー等）についても、適切に運用しました。 ・市場における不確実性の高まりを踏まえ、金利上昇等の市場変動に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話を行ったほか、必要に応じた情報発信に活用しました。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	・個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促しました。 ・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行いました。 ①長期に亘り低金利環境が継続してきた中、金融機関が過剰なリスクテ

イクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。

②金融市場やマクロ経済環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。

- ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、グローバルに活動する我が国の大手金融グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催しました。
- ・各国とともに知見・教訓の蓄積や施策の好事例の共有を通じて我が国のモニタリング能力の向上につなげました。
- ・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行いました。
- ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組みました。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組みました。
- ・ポストコロナにおける金融機関による企業支援のあり方の検討及び金融機関の健全性のモニタリングに資する観点から、金融機関から収集するデータや外部から購入する企業個社レベルの財務データなど、様々なデータ・情報ソースを組み合わせ活用し、コロナが企業の財務（収益や債務負担等）に与えている影響につき、多面的に実態把握を行いました。
- ・中長期的なデータ戦略として、明細データ等のモニタリング実務や政策立案での活用のあり方や実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの調査・検討を行いました。
- ・モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、データ収集・管理の枠組みの改善を継続しました。
- ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、ITを用いて、当局に寄せられた苦情・相談の分析を高度化させるとともに、内外の規制・経済情勢に関する幅広い情報の収集・分析に取り組みました。
- ・LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）は、3年12月末（米ドルの一部は5年6月末）に公表停止されることから、監督当局として、金融機関のLIBORからの移行に向けた取組を促すとともに、丁寧な顧客対応も含めて着実に進捗しているかモニタリングを行い、進捗状況に応じた対応の徹底を求めました。また、日本銀行と合同で実施した第3回LIBOR利用状況調査（調査基準日：3年12月末時点）の結果概要を4年3月に公表しましたが、3年12月末に公表が停止されたLIBORを参照する契約については、移行対応が概ね完了したことを確認するとともに、3年12月末に公表停止されたLIBORを参照する残存契約や、5年6月末に公表停止予定のドルLIBORからの移行対応について引き続きモニタリングを実施し、状況に応じた対応の徹底を金融機関に示していく方針を示しました。
- ・ウクライナ情勢を踏まえ関連与信や投資運用、資金調達を通じた直接的なリスクのみならず、国際的に様々な金融市場、商品市場等の急激な変

動がもたらすリスク等に対し、銀行や証券会社、保険会社その他の金融機関の健全性などに関し、モニタリングを行いました。

- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。

【大手銀行グループ】

- ・コロナによる事業の不確実性が続く中、特に、貸出が集中し、コロナの影響を大きく受けている業種・事業者の状況について、重点的に実態把握を行いました。その上で、金融機関による資金繰り支援や資本金の提供といった事業者への支援の状況について確認しました。
- ・金融庁・日本銀行共同のストレステストの実施及び金融機関との対話を通じて、経済環境の変化の金融システムへの影響や波及経路について継続して把握を行いました。加えて、金融機関自身によるストレステストも活用したリスク・健全性の把握や資本政策についての対話を引き続き行いました。
- ・個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組を強化しました。信用リスクについて、将来的な貸倒れの増加など、国内外の経済環境の変化も見据えた内部格付や償却・引当のプロセスの有効性について金融機関と対話しました。市場リスクについて、大手銀行グループに加えて、大手生命保険会社等の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場運用や外貨流動性に係るリスク管理態勢について金融機関と対話しました。
- ・金融機関のガバナンスに係る対話をさらに進めました。特に、新興国を含む海外での買収・連携や拠点拡大により統治構造が複雑になっていることや証券子会社等を通じたリスクの高い取引が行われている実態を踏まえ、グローバルでの経営を支えるIT・システム・会計等のあり方や、グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性を確認しました。
- ・銀行グループの収益における非銀行業務の比重の高まりや、IT・デジタル技術の利活用の進展も踏まえ、専門性の高い分野を含む業務執行・ガバナンスのあり方についても、取締役会等による業務執行の監督の実効性や、経営人材の育成・選任プロセスを含めて確認しました。
- ・新たに「モデル・リスク管理に関する原則」を公表し、本原則に基づく実務の発展について、対話を行いました。
- ・政策保有株式についても、保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、引き続き対話を行い概ね計画に沿った縮減が進められていることを確認しました。

【新形態銀行】

- ・新形態銀行の親会社である銀行持株会社等との対話等を通じて、グループベースでの事業戦略やガバナンス機能の発揮状況等を確認しました。
- ・他業連携・デジタル技術のさらなる活用に向けた動きを踏まえたガバナンス態勢の構築やリスク管理の高度化に向けて、金融機関と対話を行いました。

【地域金融機関】

- ・地域金融機関が、融資先のポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積りを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めて、引き続き取組事例の把握に努めるとともに、特に開示については、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いて「銀行の引当開示の充実に向けた勉強会」を開催し、出された意見や実例などの議論の成果を、「銀行の引当開示の充実に向けて」として公表しました。

【証券会社】

- ・大手・ネット系・地域証券等の業態・特性に応じて、証券会社としての金融仲介機能を最大限発揮することができるよう、顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮等に関する取組や、それによる持続可能なビジネスモデルの構築といった観点について深度ある対話を継続しました。

【保険会社】

- ・事業環境の変化に応じた持続可能なビジネスモデルの構築や顧客ニーズの変化に即した商品開発が重要であり、また、保険会社の海外進出が進む中、海外当局とも連携しつつ、グループベースでのガバナンスの高度化を進めることも重要であることから、これらの取組が着実に進められるよう、対話を通じて促しました。
- ・自然災害への対応については、再保険料が高騰する厳しい状況の中、経営レベルで資本・リスク・リターンのバランスを図りつつリスク管理を行うことが喫緊の課題であり、各社の取組へのモニタリングを継続しました。さらに、適正・迅速な保険金支払いや水災リスクに応じた火災保険料率のあり方等について、損保業界等と対話を行いました。
- ・経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく新たな健全性政策への円滑な移行に向けた準備を着実に進めるとともに、財務上の指標や規制についても検討を行いました。

【日本郵政】

- ・日本郵政グループについて、市場運用の深化に向けたリスク管理の高度化に加えて、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に係る取組について対話しました。

【その他の業態】

- ・電子決済等代行業に係る登録審査を監督指針等に則って適切に行うとともに、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえたモニタリングを行い、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図りました。また、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約について、API方式に可能な限り早急に移行されるよう引き続きフォローアップするとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握しました。
- ・投資助言・代理業者について、インターネット・SNS等を利用した広告表示や勧誘行為において事実と異なる表示等を行っている業者や、業務体制の不備や所在が確認できないなどの問題が認められる業者に対し

	ては、必要な監督上の対応を行うなど、適切に対応しました。 ・店頭FX業者に対して、決済リスク管理態勢強化に向けて導入した3施策（リスク情報開示、ストレステスト及び取引データ保存・報告制度）の対応状況をモニタリングし、必要に応じてリスク低減等の態勢整備を促しました。また、引き続き、顧客本位の観点から適切な勧誘が行われているか等の業務運営状況についてモニタリングを行いました。 ・投資運用業者における顧客本位の業務運営に向けたガバナンスの確立や、顧客の利益に資する商品組成・提供・運用・管理が実践されているかについてモニタリングを行いました。また、投資信託を外部委託やファンド・オブ・ファンズ形式で運用している場合に、投資運用業者が投資対象先の運用状況や財産の管理状況を十分に調査・把握しているか等についてモニタリングを行いました。さらに、コロナの影響等による不動産市場の変化等を踏まえながら、REIT等の運用状況について、モニタリングを行いました。 ・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。また、貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続しました。 ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況について引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。また、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用するファンドにおいて、投資対象先における運用管理の状況を把握しているか等についてモニタリングを行いました。 ・信用格付業者の業務の適切性確保のため、海外当局との連携も図りながら、モニタリングを継続しました。 ・電子記録移転権利等取扱業者の業務特性等を踏まえ、電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、業容拡大に伴う業務運営状況に関して適切に当該業者へのモニタリングを実施しました。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	274	263	396	298
		補正予算	-	279	70	-
		繰越等	-	▲38		
		合 計	274	504		
	執行額(百万円)		205	398		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した	【測定指標②】 ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
-------------------	--

資料その他の情報	(主要行) 今事務年度のモニタリングのフィードバックについて (3 年 6 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202106/01.pdf) (地銀・第二地銀) 顧客本位の業務運営について (3 年 7 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202107/01.pdf) (保険) ビジネスモデル (商品戦略含め) の対話結果について (3 年 7 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202107/04.pdf) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202107/05.pdf) 内部監査モニタリング結果について (3 年 7 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202107/04.pdf) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202107/05.pdf) 保険モニタリングレポートについて (3 年 9 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202109/04.pdf) (証券) グループ・グローバルベースのリスク管理について (3 年 4 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202104/04.pdf) 令和 2 事務年度のモニタリング結果について (3 年 6 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202106/06.pdf) 令和 3 事務年度の証券モニタリング全般について (3 年 7 月) (https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202107/06.pdf)
----------	---

担当部局名	総合政策局 国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コンダクト企画室、情報・分析室、データ分析統括室、電子決済等代行業室 監督局 総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
-------	---

政策評価実施時期	令和 4 年 6 月
----------	------------

指標④[主要] 各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>

【資料 1-1】総自己資本比率等^{※1}（国際統一基準行）

		R3/3 期	R4/3 期
主要行等	総自己資本比率	16.9%	15.7%
	Tier1 比率	14.7%	13.8%
	普通株式等 Tier1 比率	13.0%	12.3%
地域銀行	総自己資本比率	14.0%	13.4%
	Tier1 比率	13.4%	12.9%
	普通株式等 Tier1 比率	12.7%	13.4%

（出所）金融庁総合政策局データ分析総括室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料 1-2】自己資本比率^{※1}（国内基準行）

	R3/3 期	R4/3 期
主要行等	11.4%	11.5%
地域銀行	9.7%	9.7%
信用金庫	12.4%	12.5%
信用組合	11.1%	11.2%

（出所）金融庁総合政策局データ分析総括室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

【資料 1-3】自己資本規制比率（証券会社^{※2}）

	R3/3 期	R4/3 期
証券会社	350.4%	352.2%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料 1-4】単体ソルベンシー・マージン比率^{※3}（生命保険会社、損害保険会社）

	R3/3 期	R4/3 期
生命保険会社	1009.7%	993.9%
損害保険会社	766.0%	744.6%

（出所）金融庁監督局保険課調

※1 国際統一基準行は 25 年 3 月期よりパーゼル 3 の適用を開始（段階実施ベース）

国際統一基準行：主要行等は 4 グループ、地域銀行は 11 行

国内基準行：主要行等は 3 グループ、地域銀行は R3/3 期が 90 行、R4/3 期が 89 行

※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※3 24 年 3 月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料 2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	R3/3 期	R4/3 期
主要行等	0.7%	0.9%
地域銀行	1.7%	1.8%
信用金庫	3.5%	3.6%
信用組合	3.0%	2.9%

（出所）金融庁総合政策局データ分析総括室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

令和3年度 実績評価書

金融庁令3(施策I-2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	
	施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	
	目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等

測定指標		
指標①	[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備	達成
	3年度目標	バーゼルⅢ関連告示等の整備、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討
	3年度実績	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書や、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や国内新規制に関する検討状況の公表等、透明性を確保しつつ国内規制の整備に向けた検討を進めました。 29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの国内実施について、関係者と十分に対話を行いながら、令和3年9月、10月に告示改正案を公表する等の準備を進めました。
指標②	[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	達成
	3年度目標	金融システムの混乱の回避
	3年度実績	・期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。
指標③	名寄せデータの精度	達成
	3年度目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証

	3 年度 実績	・預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。
参考指標		
指標①	各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞	
	3 年度 実績	・（施策Ⅰ－1 を参照）

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 関係者と十分な対話を行った上で告示改正案を公表する等、バーゼルⅢの国内実施に向けた準備を進めた（測定指標①）ほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。 しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、バーゼルⅢの国内実施に関しては関連する告示、監督指針やQ&Aの更なる整備等や、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。
	【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。 【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討等に取り組んでいく必要があります。 【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価
① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- ・経済価値ベースのソルベンシー規制について、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書や、I A I S（保険監督者国際機構）から公表された I C S V e r 2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や検討状況の公表を行うなど、透明性を確保しつつ検討を進めました。
- ・29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの国内実施について、関係者と十分に対話を行いながら、3年9月、10月に告示改正案を公表しました。また、経済対策（3年11月閣議決定）の一環として、内部モデルを採用しない国内基準金融機関の実施時期を7年とする方針を公表しました。さらに、4年3月には、諸外国の動向を踏まえ、我が国金融機関の競争上の公平を確保する観点から、国際統一基準金融機関等の実施時期は6年とする方針を公表しました。
- ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努めました。

② 円滑な破綻処理のための態勢整備

- ・関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行いました。
- ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。

（預金保険法第137条第6項に基づく検査実施件数）

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
29	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	5	1	14	13	5	1	33
30	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	15	0	7	14	15	0	36
元	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	10	0	8	13	10	0	31
2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29	23	0	2	29	23	0	54

（出所）総合政策局調

（注1）信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

（注2）実施件数は検査着手ベース。

施策の	区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
-----	-----	-----	------	------	------

予算額・執行額等	予算の状況 (百万円)	当初予算	8	8	8	8
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合計	8	8		
	執行額(百万円)		-	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和４年６月２日～２２日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課、健全性基準室 監督局 監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課
-------	---

政策評価実施時期	令和４年６月
----------	--------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(施策 I-3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービス提供に必要な制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	- 金融機関の取組状況を確認し、金融機関による事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、今後はポストコロナにおける力強い経済回復を後押しするため、金融機関による経済再生のための取組を促す施策を講じていく。 - 金融機関自身が経営基盤を強化し、我が国経済の力強い回復と成長に資するよう、各金融機関の実態や金融システム全体の状況を的確に把握した上で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて対話を積み重ねていく。 【根拠】 2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～(令和 3 年 8 月 31 日)等

測定指標		
指標① [主要] 事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を促進		【達成】
3 年度目標	金融機関に対して、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施、返済期間・据置期間を長期に延長すること等の積極的な提案	
3 年度実績	コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、金融機関に対して、新規融資や条件変更等について最大限柔軟な対応をするよう、累次にわたり要請しました。	
指標② [主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進		【達成】
3 年度目標	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進	
3 年度実績	- ポストコロナを見据えた地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況など、金融機関の抱える課題に応じて、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施しました。 - 特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、経営基盤強化に向けた実効性のある方策を策定・実行するよう促しました。	

		・国内外の様々な経済動向等を注視し、大口与信先の状況や市況の変化等が各地域金融機関の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促しました。 ・また、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を実施しました。
指標③	金融機能強化法の一部改正により創設された「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
	3 年度目標	金融機能強化法の活用を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表
	3 年度実績	・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（3 年 9 月、4 年 3 月）。 ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した 17 金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表しました（3 年 9 月）。 ・金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて提出された実施計画を 2 件（3 金融機関）認定・公表しました（3 年 9 月、4 年 3 月）。
指標④	経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下「特則」という。）の融資慣行としての浸透・定着	【達成】
	3 年度目標	経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報並びに金融機関との対話による経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な活用を促進
	3 年度実績	・経営者保証ガイドライン等の周知・広報、積極的な活用促進として、主に以下の取組を実施しました。 －年末・年度末に行っている金融業界団体との意見交換会に合わせて、金融関係団体等に対して、事業者への積極的な経営者保証ガイドライン及び特則の活用を行うことを大臣名で要請（3 年 11 月、4 年 3 月） －事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始等を受けた取組状況に関するアンケートを実施し（3 年 6 月）、金融業界との意見交換会で結果概要を含め周知 －ガイドラインの活用における優良な組織的取組事例をまとめた『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』を改定し（3 年 10 月）、金融業界との意見交換会で具体的な事例の紹介を含め周知 －民間金融機関における経営者保証ガイドラインの活用実績の集計結果を公表（3 年 6 月、12 月）※ ※ 3 年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は 30.2%（前

		年同期比+3.6%ポイント上昇)、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は 4.4%（前年同期比-0.9%ポイント）。また、3 年度に金融庁が実施したアンケートにおいては、95%の金融機関が、特則の策定を受け、社内規程やマニュアル等を整備するなど、営業現場への徹底を進めている。 一経営者保証ガイドラインの経営上の位置付けや特則の運用開始を受けた事業承継時の二重徴求等について、経営トップを含めた金融機関から、業務運営や取組に対する評価等のヒアリングを実施			
指標⑤		コロナの影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（以下「実抜計画」という。）の取扱いの明確化			【達成】
3 年度目標		コロナの影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実抜計画の取扱いの明確化に必要な対応を実施			
3 年度実績		- 各協会等に宛てて発出した要請文「事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について」において、「貸出条件緩和債権の判定に当たっては、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間を延長する、計画を策定するまでの期限を猶予する、計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成するなどの柔軟な取扱いも差し支えない。」旨を明確化しました（3 年 9 月）。 - また、この「柔軟な取扱い」についての基本的な考え方を Q & A 形式で整理・公表しました（3 年 10 月）。			
指標⑥		貸出態度判断D. I			【達成】
基準値		実績			目標値
3 年 3 月		4 年 3 月			4 年 3 月
19		17			前年同期（3 年 3 月）の水準を維持
指標⑦		地域経済エコシステムの推進			【達成】
3 年度目標		地域の実態把握・地域の課題解決等を通じた地域経済エコシステムの形成・深化への貢献			
3 年度実績		- 地域金融支援室・地域課題解決支援チームでは、さまざまな地域から寄せられる地域課題に対して、官と民、中央と地方の結節点となって、人的ネットワーク支援を通じて、地域課題解決に向けた全国各地の「ダイアログ」を伴走支援しました。また、当チームと各省庁が連携して国の施策を紹介するとともに、その施策に関心を持つ自治体や金融機関等の担当者が直接対話する場として、「霞が関ダイアログ」を開催し、施策の浸透と新たなネットワーク支援に取り組みました（3 年度「霞が関ダイアログ」開催実績：計 5 回）。 3 年 3 月、環境省と地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援などを連携して行う「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足し、両省庁が連携し、地域の取組を伴走支援しました（これまで伴走してきた各地域の取組の情報発信強化やネットワーク			

		形成につながるよう、4年3月、「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた金融庁と環境省との連携チームオンラインイベント」を開催）。 ・また、こうした取組から得たノウハウや把握事例等を相談先へ提供した他、ウェブサイトへ事例掲載する等、知見を展開しました。 ・コロナの影響下において、資金繰り支援や事業者の経営改善・事業再生等に軸足を移していくため、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援しました。
参考指標		
指標①	金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞	
	3年度実績	・金融庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、69件となっています（2年度：86件）。情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意している情報を基に、事実確認等のヒアリングを実施しております。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。
指標②	法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）	
	3年度実績	・4年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比1.4%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比2.0%の増加となっています。
指標③	融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報	
	3年度実績	・金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約3万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった10,162社について、その分析結果を公表しました（3年8月）。調査結果を見ると、「自社の経営課題につき、メインバンクとなる地域銀行が、納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業が約半数に上りました。また、このうちの8割の企業が、当該取引金融機関との取引継続を希望していたことから、企業の経営課題に耳を傾け、課題等について企業との間で共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与することが窺われる結果となりました。

評価結果	
目標達成度の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢等の影響が懸念される中、事業者の資金繰り支援等について、金融機関に対し累次にわたる要請を行いました（測定指標①）。 地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援するとともに、ポストコロナを見据えた持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況など金融機

	関の抱える課題に応じて、モニタリングを実施しました。特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、経営基盤強化に向けた実効性のある方策の策定・実行を促すため、個別の対話を行いました。また、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を実施しました（測定指標②）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（3年9月、4年3月）。また、計画の実施期間が終了した17金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表しました（3年9月）。さらに、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を2件認定・公表しました（測定指標③）。 経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報を行い、積極的な活用を促した結果、3年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約30%（前年同期比+3.6%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約4%（前年同期比-0.9%ポイント）となりました（測定指標④）。 各協会等に宛てて発出した要請文において、コロナによる影響の全容が見通し難いこと等を踏まえ、貸出条件緩和と債権の判定に係る実抜計画の柔軟な取扱いも差し支えない旨を明確化し、この「柔軟な取扱い」についての基本的な考え方をQ&A形式で整理・公表しました（測定指標⑤）。 地域金融支援室・地域課題解決支援チームにおいて、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノウハウや把握事例等を展開しました。その他、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援しました（測定指標⑦）。 全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 人口減少や高齢化の進展、情報技術の革新等により、金融業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中においても、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、地域において、適正なアドバイスやファイナンスの提供といった、金融仲介機能を十分に発揮し、地域企業の生産性の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が、地域において、

	こうした金融仲介機能を発揮していくために、規制緩和等により、環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組を促していくことが必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と連携して金融庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。 【有効性】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリング等の実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、貸付条件の変更等にも柔軟に取り組んでおり、金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組は相応の成果を上げているもの（測定指標⑥、参考指標③）と考えています。加えて、地域金融機関の取り巻く環境整備は一定の進展があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく必要があります。 また、コロナ等による影響も踏まえ、地域金融機関における経営改革に向けた取組について、引き続き、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく必要があります。さらに、担保法制の見直し等については、海外の制度・実務等も参考に、事業全体を対象とする新たな担保制度としての事業成長担保権（仮称）について、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起も含め、引き続き議論に貢献していく必要があります。 加えて、「ダイアログ」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートや、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組の支援を実施していく必要があります。 【施策】 引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要があります。 【測定指標】 指標①～④、⑥及び⑦は、次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 指標⑤に掲げた制度整備は、3年度において、各協会等への要請及びQ&A形式で整理・公表することにより終了したことから、4年度以降は測定指標から削除します。

主な事務事業の取組内容・評価

① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備

- ・金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認しました。
- ・地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援しました。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促しました。その際、各金融機関の置かれた様々な経営環境や顧客企業の状況等について、適切に実態を把握し理解するほか、各地域の経済や企業等の状況についても、「企業アンケート調査」やその他幅広い関係者からの様々な情報収集等を通じて、分析・理解に努めました。
- ・ポストコロナを見据えた地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況など、金融機関の抱える課題に応じて、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施しました。
- ・特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、経営基盤強化に向けた実効性のある方策を策定・実行するよう促しました。
- ・国内外の様々な経済動向等を注視し、大口与信先の状況や市況の変化等が各地域金融機関の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促しました。
- ・地域金融機関のモニタリングに際しては、「コア・イシュー」も活用しつつ、経営トップをはじめとする地域金融機関各層の職員や社外取締役との間に対話を実施しました。
- ・コロナの影響を注視しつつ、協同組織金融機関において、必要に応じて日本政策金融公庫等とも連携し、プロパー融資や保証協会保証付き融資、資本金劣後ローンなど様々な方策を適切に組み合わせ、中小・零細事業者のニーズに応じた厚みのある支援が行われているか確認しました。
- ・業務範囲規制の見直しを踏まえ、協同組織金融機関からの新規業務に係る許認可等の照会に当たっては、金融庁と財務局が合同でヒアリングを実施するなど、監督業務の効率化を図ることで、協同組織金融機関による自主的な取組を後押ししました。
- ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域経済の発展に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していけるよう、それぞれの特性を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めました。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進めました。
- ・これまで財務局による創意工夫の下で進めてきた探究型対話について、蓄積された対話の知見・ノウハウを整理し、その有効性を検証しつつ、持続

可能なビジネスモデルの構築に資する対話手法の確立に向けて取り組みました。

- ・中央機関においては、協同組織金融機関への経営・業務サポートといった役割を発揮するよう、業界全体のリスク管理の高度化や収益向上、財務基盤の強化に向けた取組等について、対話を通じて促しました。
- ・デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に幅広く貢献する銀行等の取組を後押しする観点から、3年11月22日、業務範囲規制・出資規制の抜本的な見直しを含む改正銀行法等を施行しました。
- ・経営者保証ガイドライン及び特則の周知を継続して実施したほか、組織的事例の積極的な横展開のため、事例の更新や周知を実施しました。
- ・貸出条件緩和債権の判定に係る実抜計画の柔軟な取扱いの明確化及びQ&Aの整理・公表を行ったほか、本施策についての金融業界に対する説明を行い周知を図ることで、事業者に寄り添った資金繰り支援の徹底を促しました。
- ・先導的人材マッチング事業等も活用しつつ、金融機関が、顧客企業に対する人材紹介業務等を通じて、地域企業における経営人材ニーズを掘り起こし、マッチングする取組が早期に定着するよう、引き続き、金融機関を含む関係者と対話を行いました。
- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）に整備する大企業人材の情報登録システム（「REVIC Career（レビキャリ）」）が本格稼働を開始し、人材リストの拡充に向けて、関係省庁と連携しながら、大企業への働きかけを実施しました。4年2月からは、地域企業での兼業・副業や出向が補助対象となるよう制度を拡充しました。
- ・事業全体を対象とする新たな担保制度である事業成長担保権（仮称）の導入に向けて、幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、法制度の具体的なあり方、実務上の取扱い等についても、「事業者を支える融資・再生実務の在り方に関する研究会」を開催し、検討を深めました。その議論を3年11月に「論点整理2.0」として取りまとめ、公表しました。また、全資産担保を活用した米国の融資・再生実務やそれを支える金融機関の体制を調べるため、「全資産担保を活用した米国の融資・再生実務の調査」の委託を行いました。金融庁では、こうした検討等を踏まえ、我が国の担保法制が事業の成長に資するものとなるよう、法務省に設置された法制審議会担保法制部会における議論にも貢献しました。
- ・地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論するRegional Banking Summit（Re：ing／SUM）を開催しました。
- ・関係機関と連携しつつ、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を策定しました。
- ・金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、地域・組織・業態を超えて事業者支援のノウハウや知見を共有する取組を支援しました。
- ・金融機能強化法に基づく「資金交付制度」の活用申請に当たっては、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持

	に関する実現性の観点等から検証・評価を行いました。 - 金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。 - 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。
② 地域経済エコシステムの推進	- 地域課題の解決支援については、地域金融機関や自治体をはじめとする多様な組織から寄せられる全国各地での地域課題に対して、「ダイアログ」等を通じて、解決に資する創意工夫を凝らした取組を進めました。 - 地域の関係者と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組を一体的かつ包括的に推進しました。具体的には、財務局において、経済産業局と連携し、地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	44	43	67	60
		補正予算	24	3,063	1,970	-
		繰越等	▲24	▲3,055		
		合 計	44	51		
	執行額 (百万円)		39	39		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
---------------------	---------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日公表） - 事業者等に対する金融の円滑化について（要請）（4年3月8日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220308.html) 【測定指標②】 2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日公表） 「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」（3年7月8日公表） 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」（3年10月25日）
-----------------------------------	---

	(https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/index.html) 【測定指標③】 ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（3年9月28日、4年3月1日公表） ・経営健全化計画の履行状況報告書（3年6月29日、3年12月24日公表） ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等（3年9月28日、4年3月23日公表） ・実施計画（3年9月28日、4年3月23日公表） 【測定指標④】 ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（3年6月30日、3年12月24日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取り組み事例集（3年10月5日公表） ・中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（3年11月24日公表） ・年度末における事業者に対する金融の円滑化について及び事業者等に対する金融の円滑化について等（4年3月7日公表） ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点（4年3月） 【測定指標⑤】 ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日公表） ・事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について（3年9月10日公表） ・新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて（3年10月8日公表） 【測定指標⑥】 ・「全国企業短期経済観測調査」（第188回：3年4月1日公表） 【測定指標⑦】 ・2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日公表） ・「地域課題解決支援チーム」金融庁公表ページ https://www.fsa.go.jp/policy/chiikikadaikaiketsushien-team/chiiki-kadai-top.html
担当部局名	監督局 監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室

政策評価実施時期	令和4年6月
----------	--------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。 【根拠】 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・金融経済教育研究会報告書（25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表） ・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定） ・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018—「S o c i e t y 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日） ・認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日） ・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（2 年 8 月 5 日） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（3 年度改訂）（3 年 7 月 15 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	【達成】

3 年度目標	金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、「顧客本位の業務運営に関する原則」の内容の充実	
3 年度実績	・「重要情報シート」の導入・活用に向けて、継続的に業界との議論を実施しました。特に仕組債やレバレッジ・インバース型 E T F 等の注意を要する高リスク商品について、重要な情報が顧客に分かりやすく伝わるよう、業界等と検討を進めました。また、金融事業者が「重要情報シート」を作成する際に参考になると思われる目線やベスト・プラクティスの例などをまとめた「重要情報シート」を作成・活用する際の手引きを公表しました（3 年 5 月）。さらに、主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入に向けた態勢整備及びその活用状況について、モニタリングを実施しました。 ・各金融事業者における顧客本位の業務運営についての取組方針や取組状況等に関する報告について、比較可能性を高めた形で「金融事業者リスト」として掲載・公表を実施しました（3 年 9 月）。その際、取組方針等の公表におけるベストプラクティスを追求し、より良い取組を行う金融事業者が選択されるメカニズムを実現していく観点から、顧客が金融事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか、「顧客本位の業務運営に関する原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践するためにどのような行動をとるべきかが具体的に示されているか、といった観点から金融事業者と対話を行いました。 ・顧客への有益な情報提供及び顧客本位の商品募集をさらに促す観点から、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 K P I」（運用評価別顧客比率、銘柄別コスト・リターン）を、「投資信託の販売会社における比較可能な共通 K P I」と同様の基準で定義を公表しました（4 年 1 月）。 ・顧客本位の業務運営に関する取組が自らの安定した顧客基盤と収益の確保につながっているかという観点で、各業態における取組の進展も踏まえた上で、深度ある対話を継続して実施しました。さらに、長期分散投資を実現するための提案プロセス（営業支援インフラの営業現場での適切な利用状況を含む）、最善の商品を提案するための選定の仕組みの構築、適切な動機付けにより経営目標の達成につなげる業績評価体系のあり方等に関しても、継続的にモニタリング・対話を実施しました。 ・アンケートの実施等により、各業態におけるリスク性金融商品の販売状況等を把握・分析し、顧客本位の業務運営の観点から適切な販売がなされているかといった観点を踏まえつつ、テーマ性が強い投資信託や国内外の相場変動の影響を受けやすい仕組債についての適切かつ丁寧な顧客への説明の状況、外貨建保険の販売についての募集管理やアフターフォローの対応状況を中心にリスク性金融商品全般の販売状況についてもモニタリングを実施しました。	
指標② 〔主要〕 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況		【達成】
3 年度目標	① N I S A 制度関連の税制改正要望提出 ② N I S A 制度の周知・広報活動の拡充	

	3 年度実績	・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、N I S A口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用等について要望し、その結果、投資家がそのN I S A口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応が行われることとなりました。 ・つみたてN I S Aの周知・広報について、投資初心者を含む個人投資家等との意見交換の場（つみたてN I S A M e e t u p）のオンライン開催や、N I S A特設ウェブサイトのコンテンツの充実やSNSを通じた情報を発信し、「つみたてN I S A始め方動画」を作成しました。その結果、つみたてN I S Aの口座数については、4 年 3 月末時点で約 587 万口座となりました。
指標③ 利用者の利便を向上させるための取組状況		【達成】
	3 年度目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等） ②後見制度支援預金等の導入状況 ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する
	3 年度実績	① 障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（3 年 11 月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました。 ② 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しについて、対応の着眼点等の整理や周知が進むよう、引き続き業界の取組を後押ししました。このほか、認知症サポーターの養成、高齢者や 認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組を後押ししました。 ③金融機関の外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けた取組の推進に資するよう、外国人対応にかかる留意事項・取組事例を取りまとめて公表しました。また、やさしい日本語を含む 14 か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、記載内容を拡充・更新し、金融機関や地方公共団体、大学、受入れ企業、関係省庁等に配布するとともに、受入れ企業等に対する周知を行いました。加えて、金融機関へのモニタリングを通して、在留期間の管理を行い、帰国時の口座の売買等を防ぐなど、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促しました。
指標④ 最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況		【達成】
	3 年度目標	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施
	3 年度実績	・金融庁及び財務局が連携して、金融庁職員による金融経済教育の出張授業を対面及びオンラインにより、計 545 回実施しました。 ・グローバルマネーウィークや大臣車座対話、R e g i o n a l B a n

		king Summit (Re:ing/SUM) など、オンラインと対面の両方で、金融経済教育や資産形成に関するイベント開催や、各種メディアと連携した情報発信を行いました。 ・成年年齢引き下げや高校学習指導要領の改訂を踏まえ、ICTも活用した様々なコンテンツを提供しました。具体的には、高校向け指導教材の作成、日本銀行等と連携した大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成、小学生向けのウェブ教材及びパンフレットの作成などを行いました。
参考指標		
指標①	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、以下の対応を行った金融事業者数 (1) 同原則の項目との対応関係を明確にした取組方針を策定の上、金融庁に対し報告した金融事業者 (2) 上記 (1) のうち、合わせて投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI も報告した金融事業者	
	3 年度実績	・3 年 12 月末時点において、(1) は 986 者、(2) は 205 者であり、3 年 6 月末時点の公表以降、何れも増加しています。
指標②	つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数	
	3 年度実績	・つみたてNISAの口座数は、586 万 9,555 口座 一般NISAの口座数は、1,112 万 4,332 口座 ジュニアNISAの口座数は、80 万 143 口座

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A (目標達成)
	【判断根拠】 金融事業者が「重要情報シート」を作成する際に参考になると思われる目線やベスト・プラクティスの例などをまとめた「重要情報シート」を作成・活用する際の手引きを公表しました。また、各金融事業者における顧客本位の業務運営についての取組方針や取組状況等に関する報告について、比較可能性を高めた形で「金融事業者リスト」として掲載・公表を実施しました (測定指標①)。 また、NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用等について要望し、その結果、投資家がそのNISA口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応が行われることとなった (測定指標②) ほか、金融リテラシー向上のための取組として、金融経済教育に関する出張授業の実施や、資産形成等に関するシンポジウム等の開催、高校向け指導教材の作成、日本銀行等と連携した大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成などを行いました (測定指標④)。 さらに、障がい者や高齢者、外国人の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を

	実施し、その結果を公表したほか、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました。また、金融機関の外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けた取組の推進に資するよう、外国人対応にかかる留意事項・取組事例を取りまとめて公表しました（測定指標③）。 上記のとおり、全ての測定指標で具体的な進捗を達成することができましたので、評価結果を「A」としました。引き続き、より国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、各種施策を推進していきます。
施策の分析	【必要性】 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることが出来たと考えています。 【有効性】 家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 多くの測定指標で目標は達成したものの、ICTを活用したデジタルコンテンツ等の提供により、学校や企業における金融経済教育を支援するための取組を進めるとともに、引き続き、金融機関における「顧客本位の業務運営の充実」につながる施策について議論を行うことが重要です。各測定指標において、より国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、施策を推進する必要があります。 【施策】 国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着

- ・「重要情報シート」の導入・活用に向けて、継続的に業界との議論を実施しました。特に仕組債やレバレッジ・インバース型E T F等の注意を要する高リスク商品について、重要な情報が顧客に分かりやすく伝わるよう、業界等と検討を進めました。また、金融事業者が「重要情報シート」を作成する際に参考になると思われる目線やベスト・プラクティスの例などをまとめた「重要情報シート」を作成・活用する際の手引きを公表しました。(3年5月)。さらに、主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入に向けた態勢整備及びその活用状況について、モニタリングを実施しました。
- ・各金融事業者における顧客本位の業務運営についての取組方針や取組状況等に関する報告について、比較可能性を高めた形で「金融事業者リスト」として掲載・公表を実施しました(3年9月)。その際、取組方針等の公表におけるベストプラクティスを追求し、より良い取組を行う事業者が選択されるメカニズムを実現していく観点から、顧客が事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか、「顧客本位の業務運営に関する原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践するためにどのような行動をとるべきかが具体的に示されているか、といった観点から事業者と対話を行いました。
- ・顧客への有益な情報提供及び顧客本位の商品募集をさらに促す観点から、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通K P I」(運用評価別顧客比率、銘柄別コスト・リターン)を、「投資信託の販売会社における比較可能な共通K P I」と同様の基準で定義を公表しました(4年1月)。
- ・顧客本位の業務運営に関する取組が自らの安定した顧客基盤と収益の確保につながっているかという観点で、各業態における取組の進展も踏まえた上で、深度ある対話を継続して実施しました。さらに、長期分散投資を実現するための提案プロセス(営業支援インフラの営業現場での適切な利用状況を含む)、最善の商品を提案するための選定の仕組みの構築、適切な動機付けにより経営目標の達成につなげる業績評価体系のあり方等に関しても、継続的にモニタリング・対話を実施しました。
- ・アンケートの実施等により、各業態におけるリスク性金融商品の販売状況等を把握・分析し、顧客本位の業務運営の観点から適切な販売がなされているかといった観点を踏まえつつ、テーマ性が強い投資信託や国内外の相場変動の影響を受けやすい仕組債についての適切かつ丁寧な顧客への説明の状況、外貨建保険の販売についての募集管理やアフターフォローの対応状況を中心にリスク性金融商品全般の販売状況についてもモニタリングを実施しました。

② 家計における長期・積立・分散投資の推進

- ・つみたてN I S A M e e t u p について、幅広い層にアプローチできるよう、オンライン開催により継続的に実施しました。

	・現役世代にとって身近な場である職場を通じて、つみたてNISA等を活用した資産形成に関する情報提供が広く行われるよう、地方公共団体・経済団体等に対して、職場における情報提供の充実に向けて働きかけました。 ・6年からの新しいNISA制度の導入に向けて、周知・広報を実施しました。 ・NISA制度の利便性向上に向けた税制改正要望等を行いました。
③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）	・障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（3年11月）。代読・代筆の手続に関する内規の整備については高い水準であるものの、社内研修等の障がい者等対応力向上のための取組や窓口における代筆・代読、筆談、手話対応を可能とする旨の表示については前年度と比べほぼ横ばいの水準であったことから、現場職員への代筆・代読の規定等の浸透に向け、業界団体との意見交換会等を通じて、更なる取組の促進を要請しました。 また、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供開始（3年7月）を受け、金融庁所管の業界団体に対し周知を行ったほか、業界団体との意見交換会等の機会を通じて当該サービスの活用の検討を促しました。さらに、総務省等と連携し業界団体向けに当該サービスに係る説明会を実施しました。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しについて、対応の着眼点等の整理や周知が進むよう、引き続き業界の取組を後押ししました。このほか、認知症サポーターの養成、高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組を後押ししました。 ・やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、記載内容を拡充・更新し、金融機関や地方公共団体、大学、受入れ企業、関係省庁等に配布するとともに、受入れ企業等に対する周知を行いました。また、金融機関の外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けた取組の推進に資するよう、外国人対応にかかる留意事項・取組事例を取りまとめて公表しました。加えて、金融機関へのモニタリングを通して、在留期間の管理を行い、帰国時の口座の売買等を防ぐなど、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促しました。 ・金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が委託・実施した、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業の結果を踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた業界における検討を後押ししました。

④ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	
	・若年層を主たる対象として、ウェブ教材を含むＩＣＴを利活用しつつ、関係省庁、団体と連携し、取組を推進しました。具体的には、高校や大学へのオンライン授業等の実施、4年4月から施行される成年年齢の引下げや、高校新学習指導要領の実施を踏まえた教材作成等を通じて、より効果的な金融経済教育の手法の検討等に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	53	36	39	29
		補正予算	-	10	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	53	46		
	執行額（百万円）		30	21		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課
-------	---

政策評価実施時期	令和4年6月
----------	--------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるように利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29 年 3 月 30 日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（31 年 4 月 19 日閣議決定） ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（令和 3 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標① [主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況		【達成】
3 年度目標	所要の政令・内閣府令等の整備等	
3 年度実績	・MVA（市場価格調整）を利用した商品において、解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるために手数料を定める場合について、顧客本位の観点から保険商品審査上・募集上の留意点等を明示するため、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正しました（3 年 8 月）。	
指標② [主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備		【達成】

	3 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	3 年度実績	・2 事務年度及び3 事務年度の「金融行政方針」を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、引き続き預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況を検証しました。
指標③ [主要] 保険会社等における更なる態勢整備		【達成】
	3 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	3 年度実績	・「金融行政方針」や「2021 年 保険モニタリングレポート」を踏まえ、人口減少等による国内保険市場の縮小や低金利環境の継続による収益環境の変化、自然災害の多発・激甚化等の気候変動リスクの増大など、保険会社の経営を取り巻く環境やリスクの変化に直面する中、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行いました。 ・保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要であることから、「保険会社向けの総合的な監督指針」等を改正し、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人等が公的保険制度について適切に理解をし、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化(3 年 12 月公表)するとともに、厚生労働省と連携して、公的保険制度について解説するポータルサイトやリーフレットを作成して公表しました(4 年 3 月公表)。
指標④ [主要] 日本郵政グループにおける更なる態勢整備		【達成】
	3 年度目標	顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	3 年度実績	・顧客本位の業務運営や顧客ニーズを踏まえた商品・サービスのあり方等への対応状況について対話を行いました。
指標⑤ [主要] 金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【達成】
	3 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	3 年度実績	・「金融行政方針」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。
指標⑥ [主要] 貸金業者における更なる態勢整備		【達成】

	3 年度目標	自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、必要に応じて監督指針等の改正を行い、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
	3 年度実績	・3 年 10 月に監督上の重点事項（着眼点）を作成しました。これらを踏まえ、貸金業者については、財務局等及び自主規制機関と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。	
指標⑦ [主要] 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備			【達成】
	3 年度目標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
	3 年度実績	・3 年 5 月 1 日に改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。 ・近年、複数の資金移動業者において、システム障害や情報の漏えい事案等が発生していることを踏まえ、利用者が安心かつ安全に利用できる決済サービスの提供に向けて、要請文の発出を行いました（3 年 12 月）。 ・利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者が更なる態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。	
指標⑧ [主要] 無登録業者に対する適切な対応			【達成】
	3 年度目標	無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	
	3 年度実績	・金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を 17 件実施しました。 ・証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し無登録で投資一任契約の締結を媒介する行為等が認められた 1 件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 ・金融庁による公表内容や詐欺的な投資勧誘等に関する注意喚起について、関係機関とも連携して T w i t t e r において情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行いました。	
指標⑨ 相談室相談員の研修受講状況			【達成】
	基準値	実績	目標値
	2 年度	3 年度	3 年度
	5 回	5 回	5 回
指標⑩ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況			【達成】
	基準値	実績	目標値
	2 年度	3 年度	3 年度

	1 回	2 回		2 回
	・金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務運営態勢等について、「苦情・紛争の未然防止に資する情報提供の充実」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。			
指標⑪ 多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況				【達成】
	3 年度目標	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う		
	3 年度実績	・相談窓口の周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等を作成し、関係機関を通じて配布しました。		
指標⑫ 財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施				【達成】
	3 年度目標	各財務局において実施		
	3 年度実績	・多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において、ギャンブル等依存症の専門家等を講師とする研修を実施し、管内地方自治体の多重債務相談員等の相談体制強化をバックアップしました。		
指標⑬ ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況				【達成】
	3 年度目標	連携強化に向けた取組を行う		
	3 年度実績	・多重債務相談窓口が精神保健福祉センター等の専門機関と連携する際の留意点等を整理した対応マニュアルを、研修等を通じ多重債務相談員に対し周知し、その活用を促しました。 ・「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を改訂し、4 年 3 月 25 日に閣議決定されました。		
指標⑭ インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況				【達成】
	3 年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う		
	3 年度実績	・偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（3 年 11 月）。 ・関係省庁と連携し、還付金詐欺の被害防止対策の推進について、金融機関に要請文を発出しました（4 年 1 月）。		
指標⑮ 不正利用口座への対応状況				【達成】
	3 年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施		

	3 年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、金融機関において、3 年度に 335 件の利用停止、37 件の強制解約等の措置が行われたことを確認しました（2 年度：利用停止 329 件、強制解約 113 件）。
指標⑯ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況		【達成】
	3 年度目標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す
	3 年度実績	・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金額について、3 年度は約 15 億円となっています。
指標⑰ 暗号資産交換業者における態勢整備		【達成】
	3 年度目標	暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図る
	3 年度実績	・暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・モニタリングを通じて、顧客の暗号資産及び個人情報の保護などを重点的に検証し、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を促しました。 ・無登録で暗号資産交換業を行っている疑いのある者 8 先に対して照会書を発出するとともに、無登録業者 4 先に対して警告書を発出し、社名等を公表しました（3 年 4 月から 4 年 3 月まで）。 ・暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、政府広報や SNS を通じた利用者向けの注意喚起等を実施しました。
参考指標		
指標① 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況 ＜受付件数等＞		
	3 年度実績	・苦情処理手続受付件数 6,071 件、紛争解決手続受付件数 1,075 件（3 年度） ・苦情処理手続受付件数 6,499 件、紛争解決手続受付件数 1,148 件（2 年度）
指標② 無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数		
	3 年度実績	・0 件（2 年度：0 件）
指標③ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数		
	3 年度実績	・3 年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、41,692 件です（2 年度の受付件数は、48,361 件）。
指標④ 財務局及び地方自治体における多重債務相談件数		
	3 年度実績	・財務局及び地方自治体の 3 年の相談件数の合計は約 2 万 8 千件です。

指標⑤ 金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数	
3 年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、3 年度に 407 件の情報提供を行いました（2 年度：498 件）。
指標⑥ インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況＜件数・金額＞	
3 年度実績	・各類型による被害発生状況は以下のとおりです（3 年 12 月末時点）。 ① 偽造キャッシュカード：19 件、29 百万円 （2 年度：127 件、79 百万円） ② 盗難キャッシュカード：7,066 件、5,449 百万円 （2 年度：11,240 件、8,859 百万円） ③ 盗難通帳：27 件、31 百万円 （2 年度：33 件、50 百万円） ④ インターネットバンキング：298 件、853 百万円 （2 年度：1,517 件、1,891 百万円） ⑤ 連携サービス：141 件、14 百万円 （2 年 10 月～3 年 3 月：29 件、4 百万円）
指標⑦ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料	
3 年度実績	・約 188 億円（被害者への返金額（3 年度末までの累計））（2 年度末：約 173 億円）
指標⑧ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料	
3 年度実績	・3 年の振り込め詐欺等の被害は、14,498 件、約 282 億円（2 年：13,550 件、約 285 億円）。
指標⑨ 無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数	
3 年度実績	・1 件（2 年度：1 件）

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング（測定指標⑤）や顧客本位の業務運営や顧客ニーズを踏まえた商品・サービスのあり方等への対応状況について対話を行う（測定指標④）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。 暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・モニタリングを通じて、顧客の暗号資産及び個

	個人情報の保護などを重点的に検証し、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を促しました。また、無登録で暗号資産交換業を行っている疑いがある者に対し、警告を行ったほか、暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、政府広報やSNSを通じた利用者に対する注意喚起等を実施しました（測定指標⑰）。 そのほか「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（測定指標①及び測定指標③）、貸金業者に対するヒアリング等を通じた実態把握（測定指標⑥）や無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標⑧）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。 上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があることから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。 【効率性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。 【有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく必要があります。 また、金融機関による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。 【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関の適切な態勢整備を促すための指導・監督などに

	ついて、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出等を行うとともに、より優れた業務運営を促す観点からの対話を重ねました。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。 ・預金取扱金融機関については、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が認められた事案について重点的に検証を行い、金融機関等のシステム障害の傾向等を金融機関等に共有しつつ、自律的な改善を促すことに焦点をあてたモニタリングを進めるなど、システムリスク管理態勢の強化を促しました。 ・保険会社等については、人口減少等の事業環境の変化、更にはポストコロナを見据えた対応が求められる中、こうした事業環境の変化に応じた持続可能なビジネスモデルの構築や顧客ニーズの変化に即した商品開発等について、各保険会社と対話を行いました。 ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、顧客本位の業務運営や顧客ニーズを踏まえた商品・サービスのあり方等への対応状況について対話を行いました。 ・少額短期保険業者については、各業者における経営管理や財務の健全性、業務の適切性について、財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつ、日本少額短期保険協会等とも連携して、必要となる態勢等の整備について経営陣と対話を行いました。経過措置適用業者については、本則に円滑に移行するための対応計画の実行状況や顧客への周知状況を確認し、特に対応に遅れが見られる適用業者に対しては、本則移行の障害となる事由等を早急に解消するため、必要な措置を講ずるよう促しました。 ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施しました。 ・貸金業者については、貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、個々の事業者を指導・監督しました。 ・資金移動業者については、3年5月に改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された種別の資金移動業である第一種及び第三種資金移動業者に係る登録及び認可審査を実施しました。また、第二種資金移動

	業も含めて、改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。前払式支払手段発行者については、改正資金決済法も踏まえた未使用残高の移転が可能な前払式支払手段を発行する場合に求められる移転上限額の設定等の措置が取られているか等について、モニタリングを行いました。 ・資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討状況を踏まえ、新たに全銀システムに接続する事業者に対するモニタリング上の対応の検討に取り組みました。 ・暗号資産の価格が大きく変動するとともに、関連ビジネスは目まぐるしく変化している中で、暗号資産交換業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施しました。無登録で暗号資産交換業を行っている疑いがある者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録業者に対し警告を行うなど、国内外の無登録業者に対し厳正に対応するとともに、政府広報やSNSを通じた利用者向けの注意喚起等を行いました。
② 利用者保護のための制度・環境整備	・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、関係機関と情報を共有するなど連携しました。また、無登録業者に対しては、照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者との取引について、被害の拡大防止の観点から、広く周知及び注意喚起を行いました。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行いました。また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。 ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。 ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営態勢の深化及びオンラインの活用も含めた利用者利便に一層資する取組を促しました。 ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。 ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。 ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自

治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップしました。

- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めました。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行いました。
- ・多重債務防止等の観点から、近年広がりを見せている様々な形態の取引、例えばSNS個人間融資、違法なファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化、先払い買取現金化等について、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を行いました。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組みました。
- ・4年4月の成年年齢引下げを踏まえ、18歳・19歳の若年者が収入に比して過大な債務を負うことがないように、日本貸金業協会の自主ガイドラインに、「若年者へ貸付けを行う場合には、貸付額が50万円以下であっても、収入の状況を示す書類の提出を受け、これを確認すること」が追加されました。これを踏まえ、金融庁から貸金業者に対し、自主ガイドラインの遵守を要請しました。また、全国銀行協会等においても当該ガイドラインの追加事項と同趣旨の申し合わせを実施しました。これを踏まえ、金融庁から各銀行等に対し、当該申し合わせの遵守を要請しました。
- ・金融庁ウェブサイト、若年者向けの特設ページを開設し、成年年齢引下げに向けた金融庁の取組、「過剰借入・ヤミ金融」に関する注意喚起、金融リテラシーの向上に役立つ情報を掲載するとともに、「うんこドリル」と連携して過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画を作成し、SNSを活用した積極的な広報・啓発活動も実施しました。
- ・警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図りました。
- ・各金融機関に対して、還付金詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促しました。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。加えて、被害の迅速な回復等のため、引き続き、金融機関が「振り込め詐欺救済法」に沿って被害者救済対応を的確に行っているかについて確認するとともに、金融庁ウェブサイトを含む各種の広報を通じた、官民一体による返金制度の周知のほか、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況	当初予算	38	40	33	27

	(百万円)	補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合計	38	40		
	執行額(百万円)		30	23		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（3年8月） https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210827.html 【測定指標②】 「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」（2年8月31日公表） 「2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」（3年8月31日公表） 【測定指標③】 「2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」（3年8月31日公表） 「2021年 保険モニタリングレポート」（3年9月10日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210910/20210910.html 「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（3年12月28日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20211228/20211228.html 「公的保険制度を解説するポータルサイトの開設について」（4年3月11日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220311.html 【測定指標⑤】 「2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」（3年8月31日公表） 【測定指標⑦】 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正に関するパブリックコメントの結果等について https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210226/20210226.html 「令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果等について https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210319-2/20210319-2.html - 資金移動業者におけるシステム障害等への対応について https://www.fsa.go.jp/news/r3/kinyu/20211217/20211217.html
---------------------------	--

	【測定指標⑧】 ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.html) 【測定指標⑩】 ・第60回金融トラブル連絡調整協議会資料（3年6月11日公表） ・第6回金融トラブル連絡調整協議会資料（4年1月14日公表） 【測定指標⑬】 ・改訂「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（4年3月25日閣議決定） ・「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」（2年3月31日公表） 【測定指標⑭】 ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（4年3月29日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220329.html) ・「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（令和3年3月末）について」（3年11月5日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211105-2/20211105-2.html) 【測定指標⑮】 ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（3年4月30日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210430.html) 【測定指標⑰】 ・無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について（4年3月更新） (https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/kasoutsuka_mutouroku.pdf) ・暗号資産に関するトラブルにご注意ください！（金融庁・消費者庁・警察庁3年4月7日更新） (https://www.fsa.go.jp/news/r2/virtual_currency/20210407.html)
担当部局名	監督局 監督調査室、総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 調査室、信用制度参事官室、金融トラブル解決制度推進室、企業開示課 総合政策局 金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課、フィンテック・モニタリング室 証券取引等監視委員会事務局

	証券検査課
--	-------

政策評価実施時期	令和4年6月
----------	--------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(施策Ⅲ－1)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）（令和 2 年 1 月 24 日） ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①	[主要]フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視の実施	【達成】
3 年度目標	様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等の実施	
3 年度実績	・内外の経済動向や企業の収益状況などを考慮し、業種別の動向や個別企業に関して分析を実施しました。分析に当たっては、民間の有識者等からのヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については金融庁の関係部署と共有しました。 ・継続的な監視の実施に加え、コロナの影響をはじめとした経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析を行うなど開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を実施しました。また、公認会計士・監査審査会、企業開示課、証券監視委各課とも連携して開示規制違反が疑われる上場会社を抽出し、違反行為の早期発見に努めました。	
指標②	[主要]具体的で分かりやすい情報発信の実施	【達成】
3 年度目標	個別の勧告・告発等や、企業情報等の開示、証券業者等の検査・モニタリング、不公正取引に係る各事例集の公表等における具体的で分かりやすい情報発信	

	3 年度実績	・ 個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集やウェブサイト（市場へのメッセージやアクセス F S A）等を通じた情報発信、寄稿、講演等を実施することを通じて、一般投資家を含む市場参加者等に対する個別事案の意義・内容・問題点の解説、証券取引等監視委員会の活動状況や中期活動方針（第 10 期）の周知等、情報発信の充実に努めました。
指標③ [主要]市場規律の強化に向けた一層の連携		【達成】
	3 年度目標	金融商品取引所や自主規制法人等との業務報告・意見交換や証券監督者国際機構（IOSCO）多国間情報交換枠組み（MMoU）等を活用した海外当局との情報交換の実施及び IOSCO 等の国際会議における積極的な情報発信
	3 年度実績	・ 国内における自主規制機関等との意見交換等を 12 回開催し、市場におけるその時々諸問題についてタイムリーに認識を共有しました。また、大手・準大手監査法人との意見交換を開催し、大手・準大手監査法人の監査の状況把握に努めました。 ・ 開示規制違反を行った上場会社について、金融商品取引所と積極的に情報交換を行い、開示規制違反の再発・未然防止に努めました。 ・ IOSCO MMoU を活用し、引き続き積極的な情報交換を行いました。 ・ IOSCO の政策委員会及び年次総会に参加し、市場規律の強化に向けて、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論に積極的に貢献しました。 ・ IOSCO アジア太平洋地域委員会（APRC）法執行者会合で議長を務め、不公正取引等の防止や効果的な調査手法について、活発な意見交換を行いました。
指標④ 積極的・機動的な調査・検査の実施		【達成】
	3 年度目標	多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施
	3 年度実績	・ 不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報技術専門官を活用する等して、調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、MMoU 等も活用しつつ、取引の実態解明を行いました。 ・ 開示規制違反に対しては、より機動的かつ多面的な開示検査の実施のため、業務フローや業務遂行体制を見直すとともに、事案に応じた機動的・弾力的なチームの編成に努めました。
指標⑤ [主要]重大で悪質な事案に対する厳正な対応		【達成】
	3 年度目標	的確な刑事告発等の実施
	3 年度実績	・ 重大で悪質な事案については、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。
指標⑥ [主要]証券モニタリングの適切な実施		【達成】

	3 年度目標	コロナの影響下における顧客対応、適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証
	3 年度実績	・証券モニタリングにおいて、コロナの影響下における顧客対応、適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証を実施しました。
指標⑦	[主要] 銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方の検討	
	3 年度目標	関係部署と連携し検討
	3 年度実績	・銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方について関係部署と連携し検討を行いました。
指標⑧	[主要] 市場の公正性・透明性の確保等	
	3 年度目標	複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握
	3 年度実績	・複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握に努めました。 ・金融商品取引所等から提供される情報を基に、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引実態の把握及び分析を進めるとともに、証券取引等監視委員会と金融庁や金融商品取引所との間でも、高速取引行為者に関する情報共有や意見交換を行いつつ、高速取引に係る取引審査を行いました。
指標⑨	[主要] 裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用	
	3 年度目標	無登録で金融商品取引業を行っている者に対する、投資者被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化
	3 年度実績	・無登録業者による投資家被害の拡大を防止するため、海外に拠点を置いて無登録で大規模に金融商品取引業を行っている者について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て実施等を行い、関係機関との相互連携の強化に努めました。
指標⑩	[主要] デジタライゼーションの一層の推進及び人材の育成	
	3 年度目標	デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化、幅広い視点を持った人材の育成
	3 年度実績	・情報通信技術の多様化・複雑化に対応するための技術向上を目的とし、デジタルフォレンジックに関する他の法執行機関との意見交換等を実施しました。 ・デジタルフォレンジックに使用する基幹システムを刷新し、機能の拡充、性能の強化を行いました。 ・取引監視システムの高度化など、市場監視業務のデジタライゼーションをより一層推進しました。 ・調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル社会の実現に向けた重

		点計画（3年12月24日閣議決定）」に基づき、金融機関や関係行政機関と連携して、金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に向けて取り組みました。 ・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材を育成するため、検査・調査等の監視手法に係る様々な知識やノウハウを付与する研修に加え、検査・調査等の高度化に資する業務システムの開発やデジタルフォレンジック等に従事するIT人材の育成を目的とした各種研修・勉強会等を実施したほか、海外当局主催の研修への参加を実施しました。
参考指標		
指標① 取引審査実施状況＜内容・件数＞		
	3年度実績	・取引審査件数：969件 (うち、インサイダー取引：922件、価格形成：43件、その他：4件)
指標② 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況＜内容・件数＞		
	3年度実績	・意見交換会等の実施：13件 (うち、金融商品取引所・自主規制法人：6件、日本証券業協会：3件、投資信託協会1件、日本投資顧問業協会：1件、第二種金融商品取引業協会：1件、大手・準大手監査法人：1件) ・講演の実施：14件、寄稿の実施：14件
指標③ 海外当局との情報交換件数＜内容・件数＞		
	3年度実績	・証券監視委による海外当局への情報提供依頼件数：22件 (うち、インサイダー取引：6件、相場操縦：3件、有価証券報告書等の虚偽記載：2件、無登録金融商品取引業5件、忠実義務違反：3件、その他：3件) ・海外当局からの自発的情報提供受領件数：42件 (注)金融庁としての受領件数のうち、証券監視委の事務に関する情報の受領件数。
指標④ 取引調査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞		
	3年度実績	・課徴金納付命令勧告：12件 (うち、インサイダー取引：6件、相場操縦：6件)
指標⑤ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況＜内容・件数＞		
	3年度実績	・検査終了件数：12件 (うち、課徴金納付命令勧告：5件)
指標⑥ 課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞		
	3年度実績	・課徴金納付命令：19件 (うち、不公正取引：13件、有価証券報告書等の虚偽記載：6件)
指標⑦ 犯則事件の告発の実施状況＜内容・件数＞		
	3年度実績	・告発件数：8件

		(うち、インサイダー取引：5件、偽計：2件、相場操縦：1件)
指標⑧ 証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>		
	3年度実績	・検査終了件数：32件 (うち、勧告：2件(投資運用業者：1件、投資助言・代理業者1件))
指標⑨ 無登録業者等に係る裁判所への申立て件数<内容・件数>		
	3年度実績	・申立て件数：1件(うち、無登録での投資一任契約締結の媒介：1件)

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B (相当程度進展あり)
	【判断根拠】 フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行ったほか(測定指標①)、市場規律の強化の観点から、具体的で分かりやすい情報発信や国内外の各機関等との連携強化に取り組みました(測定指標②③)。 積極的・機動的に調査・検査を実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました(測定指標④⑤)。 証券モニタリングの適切な実施に加え、銀証ファイアウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方の検討を行いました(測定指標⑥⑦)。また、市場公正性・透明性の確保等の観点から、複数の市場を前提とした実態や、問題の把握に努めました(測定指標⑧)。 無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との間の連携を強化しました(測定指標⑨)。 デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化、幅広い視点を持った人材の育成に取り組みました(測定指標⑩)。 しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。
施策の分析	【必要性】 市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠と考えます。 【効率性】 国内外の関係機関との連携強化や、機動的・弾力的なチームの編成、デジタライゼーションの一層の推進等を通じた情報収集・分析や調査・検査の実施等により、効率的な市場監視を行いました。

	【有効性】 マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなどのタイムリーな市場監視に取り組むとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内外の市場の新しい事象も常に注意深く監視し、監視体制の整備や手法の改善を図るなどの取組を進め、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応した市場監視を行い、市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図りました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタル化の進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていきます。 【施策】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、引き続き、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視に取り組んでいきます。また、積極的・機動的な調査・検査の結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処していきます。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に引き続き取り組んでいきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 広く早く深い市場監視の実現に向けた取組	・様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行ったほか、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行いました。 ・市場における自己規律強化の観点から、事例集の公表等において具体的に分かりやすい情報発信を実施しました。また、金融商品取引所、自主規制法人及び金融商品取引業協会との意見交換会を実施することで、国内の自主規制機関等との連携を強化しました。さらに、IOSCOのMMoU等を活用して海外当局との情報交換を実施するとともに、IOSCO等の国際会議への参加（APRC法執行者会合議長としての役割を含む）を通じて、最近の取組を紹介し合い、共通課題について議論するなど、海外当局等との連携・協力関係を強化するとともに、積極的な情報発信に努めました。 ・事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対処しました。 ・証券モニタリングにおいて、コロナの影響下における顧客対応、適合性

	原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証を実施しました。また、銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方について関係部署と連携し検討を行いました。さらに、複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握に努めました。 ・無登録業者による投資者被害の拡大防止のため、無登録で金融商品取引業を行っている者について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て実施等を行うとともに、金融庁や警察当局等、関係機関との相互連携の強化に努めました。
② デジタイゼーション対応と戦略的な人材の育成	・デジタイゼーションの飛躍的進展に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組むとともに、デジタルフォレンジックに使用する基幹システムの刷新や預貯金等照会業務のデジタル化実証実験などシステム環境の高度化を推進しました。 ・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	265	218	244	273
		補正予算	▲1	261	131	－
		繰越等	－	▲260		
		合 計	264	219		
	執行額（百万円）		174	145		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①～⑩】 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～（2年1月24日公表） ・2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日公表） 【測定指標⑥～⑨】 ・令和3 事務年度証券モニタリング基本方針（3年8月6日公表）
---------------------------	---

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総合政策局 審判手続室 監督局 証券課
政策評価実施時期	令和4年6月

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成 25 年 6 月 19 日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28 年 3 月 8 日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30 年 7 月 5 日） ・「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） ・2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日）を踏まえた取組の促進	【達成】
3 年度目標	企業情報の開示の充実に向けた取組の促進	
3 年度実績	・ルールへの形式的な対応に留まらない記述情報の開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表（3 年 12 月公表、4 年 3 月最終更新）。 ・有価証券報告書における記述情報の開示の充実に向けた取組として、企業や公認会計士等に対する、セミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（3 年 4 月～4 年 3 月）。	
指標②	〔主要〕上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方についての検討状況	【達成】
3 年度目標	金融審議会において検討	

	3 年度実績	・金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」（3 年度）を設置し、企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討をしました。		
指標③	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況			【達成】
	3 年度目標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施		
	3 年度実績	・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成・提出に際して留意すべき事項について公表しました（4 年 3 月）。 ・有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対し、6 件の課徴金納付命令の決定を行いました。 ・有価証券報告書の提出期限の延長、有価証券届出書等の発行開示書類、無届募集の疑い等に応じ、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、実態把握を行い、開示書類の適時適切な提出を慫慂しました。		
指標④	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）			【達成】
	基準値	実績		目標値
	2 年度	3 年度		3 年度
	100%	100%		99.9%以上
指標⑤	【主要】我が国において使用される会計基準の品質向上			【達成】
	3 年度目標	国際会計基準（I F R S）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進		
	3 年度実績	・関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会総会・会計部会（3 年 11 月開催）において、これらの取組状況について審議を行いました。 i）I F R S 任意適用企業の拡大促進 ・I F R S 任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、3 年度末時点で 265 社（2 年度末 239 社）、全上場企業の時価総額の 45.4%（2 年度末 44.0%）まで増加しました。 ii）I F R S に関する国際的な意見発信の強化 ・のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基準委員会（A S B J）において、国際会議の場で意見発信等を行っています。また、A S B J は、国際会計基準審議会（I A S B）が公表した情報要請「第 3 次アジェンダ協議」に対して、我が国の関係者の意見を踏まえたコメントレターを提出しました（3 年 9 月）。 iii）日本基準の高品質化 ・A S B J は、投資信託の時価の算定に関する取扱いを定めた「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表しました（3 年 6 月）。		

		・金融庁では、ＡＳＢＪにおいて公表した「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を踏まえ、内閣府令を改正しました（３年９月）。 iv) 国際的な会計人材の育成 ・財務会計基準機構（ＦＡＳＦ）が中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、シンポジウム（４年３月）を開催しました。これまでの取組等により、登録者数は１,２９８名まで増加しました（４年３月）。
指標⑥	【主要】適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況	【達成】
	３年度目標	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化
	３年度実績	・会計監査の信頼性を確保するために必要な取組を総合的に議論するため、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）」を開催し、論点整理を公表しました（３年１１月）。 ・会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずる「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（４年３月）。 ・企業会計審議会を開催し、監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表しました（３年１１月）。 ・公認会計士・監査審査会によるモニタリングを通じて、大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて整備したガバナンス態勢の実効性に関連して、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況を検証しました。 ・コロナの影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会等の関係者をメンバーとする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」において、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応の在り方について共有しました。（３年４月） ・「株式新規上場（ＩＰＯ）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、実施状況をフォローアップしました。 ・「監査上の主要な検討事項」に関する実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）の特徴的な事例と記載のポイント」の公表を行いました（４年３月）。 ・副議長国として、ＩＦＩＡＲの運営を推進したほか、６大監査法人ネットワークＣＥＯとの監査の品質管理や将来の在り方に関する対話を含む、各種ステークホルダーとの対話等にＩＦＩＡＲを代表して参加しま

		した。 ・代表理事会メンバーとして、I F I A Rの運営に関する議論に積極的に関与したほか、東京にあるI F I A R事務局の円滑な運営のため、ホスト国として必要な支援を引き続き行いました。 ・全てのワーキング・グループの活動や、ワーキング・グループ内での個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加するとともに、執行分野に関する情報交換等を目的としたワークショップの開催や、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議をリードするなどI F I A Rの活動に貢献しました。 ・3年6月、日本I F I A Rネットワーク総会を主催し、財務報告エコシステムに関わる国内の関係者との意見交換を行ったほか、講演・寄稿等を通じ、I F I A Rにおける活動について国内への還元を行いました。 ・二国間での協力を強化する取組として、3年6月、公認会計士・監査審査会及び金融庁は、スイス連邦監査監督庁と監査監督上の協力に関する書簡の交換を行いました。
指標⑦	[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	【達成】
	3年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施
	3年度実績	・監査事務所に対する審査会のモニタリングについては、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるよう、その実施方法について引き続き見直しを行いました。具体的には、2年度の大手・準大手監査法人に対する検査においては、ウェブ会議システムを利用したヒアリングを実施するとともに、一部の監査法人についてはオンラインにより電子監査調書を閲覧するなど、オンラインによる方法を活用していましたが、3年度においては、中小規模監査事務所に対する検査においても、ウェブ会議システムを利用したヒアリングを実施しました。 ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューを審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善計画の実施状況等について検証しました（3年度報告徴収件数は、レビュー実施件数55件のうち43件(実施率78.1%)）。 ・品質管理レビューの審査結果等を踏まえて、11先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた1先の監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。 ・監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況を検証したほか、大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて整備したガバナンス態勢の実効性に関連して、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況を検証しました。 ・海外子会社に係るグループ監査や、監査上の主要な検討事項（KAM）

		等に係る検証のほか、品質管理基準等の改訂への対応状況等を確認しました。 ・審査会におけるモニタリング結果や監査事務所の状況については、「モニタリングレポート」や「監査事務所等検査結果事例集」として取りまとめ3年7月に公表したほか、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めました。 ・審査会検査と協会の品質管理レビューとが全体として最大限の効果を発揮するよう、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行いました。
指標⑧ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況		【達成】
	3年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施
	3年度実績	・公認会計士試験については、感染症対策を行った上で着実に実施するとともに、風水害の発生等を想定した検討・準備を進めました。 ・受験者の裾野の更なる拡大のため、引き続き15の大学・高等学校において講演会を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを作成しました。
指標⑨ 国際会計人材ネットワークの登録者数		【達成】
	3年度目標	国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進
	3年度実績	・国際会計人材ネットワーク登録者数 1,298名（4年3月時点）（2年度 1,248名（3年3月時点））
参考指標		
指標① 課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞		
	3年度実績	・有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対して、6件の課徴金納付命令の決定を行いました。
指標② 開示書類の提出会社数（内国会社）		
	3年度実績	・4,548社（2年度 4,503社）
指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数		
	3年度実績	・38,969件（2年度 41,286件）
指標④ EDINETのアクセス件数（API経由のアクセス件数を含む）		
	3年度実績	・29,991千件/月（2年度 28,586千件/月）
指標⑤ EDINETの利用者の利便性向上のための取組の実施状況＜内容＞		
	3年度実績	・EDINETのシステム再構築について、2年10月から構築作業を実施しているところ、コロナの影響等による作業進捗への影響を踏まえつつ、開発を行いました。次期システムの運用及び保守については、意見

		招請における意見を踏まえて仕様書を確定させ、事業者の調達を行いました。
指標⑥ I F R S の任意適用企業数及びその時価総額の割合		
	3 年度実績	・ I F R S 任意適用企業数 265 社 (2 年度末 239 社) ・ 全上場企業の時価総額の割合 45.4% (2 年度末 44.0%)
指標⑦ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>		
	3 年度実績	・ 監査法人に対する処分 1 件 (2 年度 1 件) ・ 公認会計士に対する懲戒処分 9 件 (2 年度 2 件)
指標⑧ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況<件数>		
	3 年度実績	・ 検査件数 11 件 (2 年度 10 件) ・ 勧告件数 1 件 (2 年度 1 件)
指標⑨ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数		
	3 年度実績	・ 審査会トップページ 年間件数 627,932 件 (2 年度 1,028,288 件) 月間平均件数 52,328 件 (2 年度 85,691 件) ・ 公認会計士試験関係 年間件数 311,610 件 (2 年度 357,520 件) 月間平均件数 25,968 件 (2 年度 29,793 件)
指標⑩ 公認会計士試験の出願者数		
	3 年度実績	・ 14,192 人 (2 年度 13,231 人)

評価結果	
目標達成度合いの 測定結果	A (目標達成)
	【判断根拠】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応 (測定指標①)、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(令和 3 年度)における企業情報の開示のあり方についての検討 (測定指標②)、I F R S の任意適用企業の拡大 (測定指標⑤) 等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。 また、有価証券報告書レビュー (測定指標③) や「監査に関する品質管理基準」の改訂、I F I A R への積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が整備した態勢の実効性の検証 (測定指標⑥) 等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。 さらに、監査法人等に対する適切な検査・監督 (測定指

	標⑦)、優秀な会計人材確保に向けた取組（測定指標⑧）を実施しました。 E D I N E T の稼働率（測定指標④）については、目標値である 99.9%以上を確保しました。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。 【効率性】 以下のように企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。 ・財務会計基準機構（F A S F）等の関係機関と適切に役割分担し、I F R S の任意適用企業の拡大促進等の取組を実施しました。 【有効性】 ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表しました（3 年 12 月公表、4 年 3 月最終更新）。加えて、企業や公認会計士等に対するセミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（3 年 4 月～4 年 3 月）。これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実にための、有効な取組を進めることができました。 また、以下の取組を行ったことは、監査法人等自らによる監査の品質の確保・向上を促す観点から、有効であったと考えています。 ・監査法人等に対する適切な監督、並びに品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しました。また、検査の結果、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行いました。 ・モニタリングについては、審査会・監査事務所の双方にとって効率的で実効性のあるものとなるよう、モニタリングの実施方法については、引き続き見直しを検討しました。 ・監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況を検証したほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて整備したガバナンス態勢の実効性に関連して、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況を検証しまし

	た。 ・海外子会社にかかるグループ監査や、監査上の主要な検討事項（KAM）等に係る検証のほか、品質管理基準等の改訂への対応状況等を確認しました。 ・モニタリングにより把握した状況等については、モニタリングレポートや検査結果事例集として取りまとめ公表したほか、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めました。 ・日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングとが全体として最大限の効果を発揮するよう、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行いました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。 また、コロナへの対応として、金融・資本市場関係者の負担軽減など必要な措置を実施していく必要があります。 【施策】 企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組について周知活動を行う必要があります。 また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	・企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、サステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方について、幅広く関係者の意見を聞きながら検討しました。
② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保	・「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めました。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、改正した開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行いました。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努めました。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切

	に運用しました。
③ EDINETの整備	・ EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、3年度は、コロナの影響等による作業進捗への影響を踏まえつつ、次期システムの開発を行ってきました。また、次期システムの運用及び保守については、意見招請における意見を踏まえて仕様書を確定させ、事業者の調達を行いました。 ・ このような中、EDINETの稼働率は目標値である 99.9%以上を達成したほか、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数（API経由のアクセス件数を含む。）等は、前年度を上回る件数となりました。 ・ こうした取組により、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができました。
④ 我が国において使用される会計基準の品質向上	・ FASB、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にするための取組を進めるとともに、IFRSに関する今後のプロジェクトの協議等において我が国の考え方をIFRSに反映する努力を強化しました。 ・ 金融商品会計基準の検討・リース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組をサポートしました。 ・ 「国際会計人材ネットワーク」登録者の更なる増加を目指し、国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進し、国際的な基準策定等に参画しました。
⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施	・ 会計監査の信頼性を確保するために必要な取組を総合的に議論するため、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」を開催し、論点整理を公表しました（3年11月）。 ・ 会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずる「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（4年3月）。 ・ 企業会計審議会を開催し、監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表しました（3年11月）。 ・ コロナの影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会等の関係者をメンバーとする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」において、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応の在り方について共有しました。 ・ 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議

	会報告書」を踏まえた取組について、継続的に実施状況をフォローアップしました。 ・「監査上の主要な検討事項」に関する実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」の公表を行いました。 ・監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証しました。 ・I F I A Rの副議長国（3年4月就任）として、I F I A Rの運営を積極的に推進するとともに、国際的な大手監査法人グループの経営層との間でコロナ後のニューノーマルを見据えた対応及び国際的な品質管理基準の適用に向けた準備状況等に係る対話を行ったり、監査に係る国際的な基準設定主体のガバナンス改革に関する議論に参画するなど、各種ステークホルダーとのI F I A Rを代表しての対話等を通じ、監査監督当局間の国際協力に貢献してきました。また、ホスト国として、I F I A Rの事務局機能の維持確保に向けた各種支援を継続したほか、財務報告エコシステムの関係者からなる日本I F I A Rネットワークとの意見交換や、講演への参加、会報への寄稿等を通じてI F I A Rにおける議論の国内への還元に取り組みつつ、日本代表として、各国の監査監督当局との一層の連携強化を行いました。
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	・監査法人等の非違事例等について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施しました。 ・監査法人等に対するモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるよう、モニタリングの実施方法については、引き続き見直しを行いました。 ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにかかる審査を適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行いました。 ・監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況を検証したほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて整備したガバナンス態勢の実効性に関連して、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況を検証しました。 ・海外子会社にかかるグループ監査や、監査上の主要な検討事項（KAM）等に係る検証のほか、品質管理基準等の改訂への対応状況等を確認しました。 ・モニタリングにより把握した状況等については、モニタリングレポートや検査結果事例集として取りまとめ公表したほか、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信を行いました。 ・日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングとが全体として最大限の効果を発揮するよう、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行いました。

⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	・公認会計士試験については、感染症対策を行った上で着実に実施するとともに、風水害の発生等を想定した検討・準備を進めました。 ・28年から3年まで一貫して願書提出者数が増加しているところ、受験者の裾野の更なる拡大のため、引き続き、大学生向けの講演を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを作成しました。
----------------------	--

施策の 予算額・執行額等	区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	697	1,347	1,348
		補正予算	-	▲476	66
		繰越等	178	0	
		合 計	875	872	
	執行額 (百万円)	736	830		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「記述情報の開示の好事例集 2021」の公表・更新について https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220325.html 【測定指標⑤】 ・改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の公表（ASBJ3年6月17日公表） ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（3年9月24日公表） ・「国際会計人材ネットワーク」の登録リスト（FASF4年3月1日現在） ・国際会計人材ネットワーク第5回シンポジウム（FASF4年3月23日開催） 【測定指標⑥】 ・会計監査の在り方に関する懇談会論点整理（3年11月12日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211112.html ・金融審議会「公認会計士制度部会」報告（4年1月4日公表） https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220104.html ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会 https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakyougikai/index.html ・「日本 IFIAR ネットワーク第5回総会議事次第」（3年6月15日公表） https://www.fsa.go.jp/ifiar/20210622.html ・IFIAR releases 2021 Report on Annual Survey of Audit Inspection Findings（IFIAR3年3月25日公表）
---------------------------	--

	https://www.ifiar.org/latest-news/ifiar-releases-2021-report-on-annual-survey-of-audit-inspection-findings/ ・IFIAR Report: Internationally Relevant Developments in Audit Markets (IFIAR3 年 7 月 20 日公表) https://www.ifiar.org/latest-news/ifiar-report-internationally-relevant-developments-in-audit-markets-2021/ 【測定指標⑦】 ・「公認会計士・監査審査会の活動状況（令和 2 年度版）」（3 年 7 月 2 日公表） ・「監査事務所検査結果事例集（令和 3 事務年度版）」（3 年 7 月 9 日公表） ・「令和 3 年版モニタリングレポート」（3 年 7 月 9 日公表） ・「監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上を目指して－」（元年 5 月 17 日公表） ・「令和 3 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（3 年 7 月 9 日公表） ・「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（21 年 9 月 14 日公表） ・「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本方針」（22 年 1 月 14 日公表） 【測定指標⑧】 ・「令和 3 年公認会計士試験の合格発表について」（3 年 11 月 19 日公表） ・「令和 3 年の講演会等」、「令和 4 年の講演会等」 https://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/kouen.html
--	--

担当部局名	企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFIAR 戦略企画室、審判手続室 公認会計士・監査審査会
-------	--

政策評価実施時期	令和 4 年 6 月
----------	------------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(施策Ⅲ－3)

施策名	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の 考え方・根拠	日本の資本市場が経済全体のイノベーションや産業構造の変革を力強く後押しし、持続的な経済成長を実現するためには、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上が欠かせない。 これまでの直接金融や市場型間接金融の機能向上の取組が必ずしもマクロの資金循環の変化に至っていないことを踏まえ、市場機能及び金融仲介機能の発揮状況について、利用者、市場仲介者、機関投資家、取引所等を見渡した資本市場の鳥瞰的な点検を行い、投資家保護にも留意しながら、インベストメント・チェーン全体の機能向上に向けた取組を進める必要がある。 【根拠】 ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成 28 年 12 月 22 日） ・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（令和元年 12 月 27 日） ・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（2 年 3 月 24 日再改訂） ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2 年 12 月 8 日閣議決定） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（2 年 12 月 23 日） ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（3 年 6 月 11 日再改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（3 年 6 月 11 日改訂） ・「成長戦略フォローアップ」（3 年 6 月 18 日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（3 年 6 月 18 日閣議決定） ・「成長戦略実行計画」（3 年 6 月 18 日閣議決定） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3 年 6 月 18 日）

	・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（3年6月30日改訂） ・2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日）
--	---

測定指標		
指標① [主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況		【達成】
3 年度目標	コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促すとともに、これまでのコーポレートガバナンス改革のフォローアップを行う。中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話に資するガバナンス情報が提供されるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方を検討する。改訂版のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携を促すとともに、企業の監査に対する信頼性や内部統制等の実効性を確保するための方策を検討する	
3 年度実績	・コーポレートガバナンス・コードの再改訂及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携等を促しました。 ・コーポレートガバナンス改革のフォローアップの一環として、上場企業16社を対象としたインタビューを実施しました。 ・金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」（3年度）を設置し、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方について検討をしました。 ・気候変動を含むサステナビリティの開示の充実を図る観点から、サステナビリティの開示の好事例を取りまとめ、公表しました（3年12月）。	
指標② [主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況		【達成】
3 年度目標	資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」の促進等に取り組む	
3 年度実績	・資産運用会社やグループ親会社との間で対話を実施することを通じ、運用力強化に向けた業務運営態勢等の確立を促進しました。また、国内公募投信等のパフォーマンスやコストの分布状況や関連する課題を公表することにより、運用パフォーマンスの「見える化」を進めました。	
指標③ [主要] 「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況		【達成】
3 年度目標	「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応	
3 年度実績	・「拠点開設サポートオフィス」において、日本への拠点開設を検討する海外の資産運用会社等から、日本拠点開設に係る金融法令の手続等に関する相談を3年度は141件受け付け、関係自治体等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに6社の英語での業登録が完了しました。	
指標④ 海外プロモーション活動等の取組状況		【達成】

	3 年度目標	国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う
	3 年度実績	・日本での拠点開設を検討する海外金融事業者等が参加するセミナーでの講演や各国の在外公館を通じた情報発信に取り組みました。 ・日本への参入を検討する海外金融事業者にとって有益な情報を発信するための専用ウェブサイトについて、参入事例集や講演・セミナー開催情報等海外金融事業者にとって有益な情報を積極的に発信しました。 ・さらに、公式L i n k e d I nページを開設し（4 年 1 月）、国際金融センター関連施策につき英語での情報発信を開始するなど、発信力の強化に努めました。
指標⑤ 市場機能強化に向けての施策の推進状況		【達成】
	3 年度目標	特定投資家制度の拡充等についての制度整備やスタートアップエコシステムに資する成長資金供給のあり方についての検討、銀証ファイアーウォール規制における上場企業等の顧客情報の授受等についての制度整備など
	3 年度実績	・3 年 4 月～同年 6 月までに、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計 4 回開催し、成長資金の供給のあり方や顧客情報の共有に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）について議論を行い、同年 6 月、成長資金供給の円滑化に向けた制度整備や上場企業等の顧客情報に関するファイアーウォール規制の緩和に関する報告書を公表しました。 ・上記の報告書を踏まえて以下の法令・制度の整備を実施しました。 ① スタートアップ企業への成長資金の供給の円滑化・多様化を図る観点から、特定投資家制度の拡充に関する制度整備の検討等を行ったほか、株式投資型クラウドファンディング及び少人数私募の人数通算期間の見直しに関する政令・内閣府令等の改正を実施しました（4 年 1 月施行）。 ② 上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制に関する内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施しました（3 年 12 月）。 ・3 年 10 月からは、家計の安定的な資産形成と持続的な経済成長を実現していくため、「市場制度ワーキング・グループ」を計 5 回開催し、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「市場インフラの機能向上」、「成長・事業再生資金の円滑な供給」について、4 年 6 月の報告書とりまとめに向けて、検討を進めました。
指標⑥ 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況		【達成】
	3 年度目標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す
	3 年度実績	・財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が見られている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。また、清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正について今後パブリックコメントを実施することとしました。

		た。なお、清算機関である日本証券クリアリング機構は、関係者の意見も考慮した上で3年10月に手数料の引下げを実施しました。
指標⑦ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況		【達成】
3年度目標	L I B O Rの代替金利指標については、特定金融指標として指定したT O R Fについて、特定金融指標算出者において、その特定金融指標算出業務を適正に遂行するための体制が整備されているか確認し、金融商品取引法に基づいた対応を行う。T I B O Rについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関の取組をフォローアップするとともに、同指標の欧州域内利用に関して必要な対応を行う	
3年度実績	・特定金融指標として指定したT O R Fについて、その業務規程が法令に適合しているか否か、特定金融指標算出業務を遂行するための体制に照らして業務規程に基づいて特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保することができるか否かを確認しました。いずれについても問題がないと認め、金融商品取引法に基づいて、3年10月に業務規程を認可しました。T I B O Rについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関による取組をフォローアップし、議論に貢献しました。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、欧州委員会と、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました。	
参考指標		
指標① 指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所市場第一部）		
3年度実績	・指名委員会 66.3%（3年7月時点）（2年度 58.0%（2年8月時点）） ・報酬委員会 70.3%（3年7月時点）（2年度 61.0%（2年8月時点））	
指標② 独立社外取締役を3分の1以上選任している企業数（東京証券取引所市場第一部）		
3年度実績	・72.8%（3年7月時点）（2年度 58.7%（2年8月時点））	
指標③ 中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所市場第一部）		
3年度実績	・中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況の開示を求めるコーポレートガバナンス・コード補充原則2-4①のコンプライ率 66.8%（3年12月時点）	
指標④ 買収防衛策の状況		
3年度実績	・国内機関投資家の買収防衛反対率 84.5%（3年6月時点）（2年度 86.2%（2年6月時点））	
指標⑤ スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）		
3年度実績	・スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数 323 機関（4年3月時点）（2年度 304 機関（3年3月時点）） ・個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く） 129 機関（4年3月時点）（2年度 126 機関（3年3月時点））	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 コーポレートガバナンス・コードの再改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携等を促しました。また、金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」（3年度）を設置し、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方について検討をしました（測定指標①）。 資産運用会社等との間での対話を通じて、取組の状況を検証することで、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や運用パフォーマンスの「見える化」を図りました（測定指標②）。 拠点開設サポートオフィスで受け付けた相談に適切に対応しました（測定指標③）。 セミナー等イベントへの参加やウェブサイトの掲載情報の拡充等を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行いました（測定指標④）。 市場機能強化に向けて、3年6月に公表された「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告を踏まえた法令・制度の整備を推進しました（測定指標⑤）。 財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。また、清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正について4年4月にパブリックコメントを実施することとしました（測定指標⑥）。 特定金融指標として指定したT O R Fについて、金融商品取引法に基づいて、3年10月に業務規程を認可しました。T I B O Rについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関による取組をフォローアップし、議論に貢献しました。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州委員会と、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました（測定指標⑦）。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、成長資金供給の円滑化・市場機能強化に向けた所要の制度整備を進めること、また、清算機関・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性確保、市場利便性の向上を促進していくことが必要です。 T O R Fについては、金融商品取引法上、特定金融指標算出者は指定を受けた日から 6 か月以内に業務規程の認可を受けることが必要であり、金融庁として業務規程の内容を精査する等の対応が必要でした。 【効率性】 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論等を通じ、コーポレートガバナンス・コードを再改訂したことにより、コーポレートガバナンス改革の実効性の向上に向け、効率的・効果的に取組を進めることができました。 【有効性】 成長資金の円滑化に向けた法令・制度の整備や上場企業等の顧客情報に関するファイアーウォール規制の緩和等は、多様な資金調達手段等の提供等を通じた我が国資本市場の一層の機能発揮に資するため、施策としての有効性が認められます。 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組は、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保に資するため、施策としての有効性が認められます。 T I B O Rについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関による取組をフォローアップし、議論への貢献を通じて、全銀協T I B O R運営機関の着実な取組を効果的に促すことができました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、引き続きこれまでのコーポレートガバナンス改革のフォローアップを行う必要があります。 利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上に向けて、投資家保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等に資する成長資金供給のあり方について検討を進めてまいります。また、経済成長の成果の家計への還元を促し、家計の安定的な資産形成を実現していくため、顧客が自らに適した金融商品購入・資産形成を行うための環境整備を進めてまいります。そして、市場の国際競争力を高めるため、デジタル・トークン等多様な金融商品が円滑・安定的に取引されていくよう、市場インフラ機能の向上について検討してまいります。 【施策】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構

	築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①から⑦までに係る取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	・コーポレートガバナンス改革の実効性を更に高めていくため、以下の取組を行いました。 －コーポレートガバナンス・コードの再改訂及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携等を促しました。 －また、コーポレートガバナンス改革のフォローアップの一環として、上場企業16社を対象としたインタビューを実施しました。 ・投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家の建設的な対話を促すため、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資、人材の多様性の確保、監査に対する信頼性の確保等に関する開示のあり方について、幅広く関係者の意見を聞きながら検討しました。 ・有価証券報告書の記述情報（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）に関する開示のほか、投資家からのニーズが高まっているサステナビリティに関する開示について、好事例の公表を行いました（3年12月）。加えて、開示情報の充実を図る観点から、企業等に対してセミナーや解説動画の配信等を実施しました（3年4月～4年3月）。
② 資産運用業の高度化	・資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営体制の構築が、顧客利益を最優先した商品組成やファンドの品質管理の徹底に繋がっているか等の観点で各社との対話を継続的に実施しました。 ・上記の対話等を通じて判明した課題や、資産運用業の現状の整理などについて、「資産運用業高度化プログレスレポート2021」として取りまとめました。 ・同プログレスレポートにおいて、一物多価やクローゼット・トラッカーの問題を含む国内公募投信の状況に加え、機関投資家向けの私募投信の状況等を示し、運用パフォーマンスの「見える化」を進めました。 ・環境配慮をうたいながら実際は事実と異なるESG関連投資信託に関して、調査・分析を行い、資産運用会社に対するモニタリングを実施しました。 ・更なる運用パフォーマンスの「見える化」に向けて、ラップを含む投資一任や仕組債等の状況についても、資産運用会社等から情報収集を行い、調査・分析を行いました。

③ 国際金融機能の確立	・ 海外事業者や高度金融人材が、日本に参入し、業務を遂行しやすくするための税制措置(法人税、相続税、所得税)について、海外金融事業者向けのウェビナー等の機会を利用し、積極的な周知・普及に努めました。 ・ 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的として、3年6月にモデル事業を開始しました。 ・ 資産運用業従事者に対して、高度人材ポイント制における優遇措置追加や雇用等可能な家事使用人の要件緩和などについて出入国在留管理庁(入管庁)とともに検討し、入管庁において在留資格の利便性向上に係る政令・告示改正を取りまとめ、公表しました(3年7月)。 ・ 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者(海外の資金のみ運用)や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、簡素な手続(届出)による参入手続を創設しました(3年11月施行)。 ・ 新たに日本に参入する外国証券会社のうち一定の要件を満たす者について、英語での登録申請書等の提出を可能とするため、内閣府令の改正・告示の制定を行いました(4年3月施行)。 ・ 拠点開設サポートオフィスにおいて、海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る法令相談等について、関係自治体等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに6社の英語での登録(変更登録含む。)が完了しました。 ・ 投資運用業等の登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」について、法令改正や英語での行政対応の拡大を踏まえた改訂を行いました。 ・ 日本での拠点開設を検討する海外金融事業者等が参加するセミナーでの講演や、各国の在外公館を通じたプロモーション活動に取り組んだほか、公式L i n k e d I n ページを開設し(4年1月)、英語での情報発信を開始するなど、発信力の強化に努めました。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	・ 3年4月～同年6月までに、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計4回開催し、成長資金の供給のあり方や顧客情報の共有に関する銀証ファイアーウォール規制(情報授受規制)について議論を行い、同年6月、成長資金供給の円滑化に向けた制度整備や上場企業等の顧客情報に関するファイアーウォール規制の緩和に関する報告書を公表しました。 ・ 上記の報告書を踏まえて以下の法令・制度の整備を実施しました。 ① スタートアップ企業への成長資金の供給の円滑化・多様化を図る観点から、特定投資家制度の拡充に関する制度整備の検討等を行ったほか、株式投資型クラウドファンディング及び少人数私募の人数通算期間の見直しに関する政令・内閣府令等の改正を実施しました(4年1月施行)。 ② 上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制に関する内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施しました(3年12月)。

	・3年10月からは、家計の安定的な資産形成と持続的な経済成長を実現していくため、「市場制度ワーキング・グループ」を計5回開催し、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「市場インフラの機能向上」、「成長・事業再生資金の円滑な供給」について、4年6月の報告書とりまとめに向けて、検討を進めました。 ・東京証券取引所は、金融審議会市場ワーキング・グループ「市場構造専門グループ報告書」（元年12月）を踏まえた市場区分の再編（4年4月）について、4年1月には上場会社による新市場区分の選択結果を公表しました。 ・東京証券取引所は、2年10月のシステム障害を契機としてレジリエンス向上の観点から立会時間延伸の検討を開始したところ、3年10月には、立会時間の30分延伸を前提として具体的な準備を進めていく旨を公表しました。 ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けて、関係省庁・業界団体等と連携して、ヘルスケア事業者向けのオンラインセミナーを共同開催し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	・清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正について4年4月にパブリックコメントを実施することとしました。なお、清算機関である日本証券クリアリング機構は、関係者の意見も考慮した上で3年10月に手数料の引下げを実施しました。 ・外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加しました。 ・店頭デリバティブ取引情報に関する国際的な議論等を踏まえ、識別子の導入等報告項目を拡充するため、内閣府令等の改正について4年4月にパブリックコメントを実施することとしました。 ・レバレッジ・インバース型ETF等については一般的なETF等とは異なるリスク特性があることを踏まえ、広告・説明義務の強化や信用取引保証金率の引上げを内容とする内閣府令の改正を行いました（3年11月公布）。
⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	・特定金融指標として指定したTORFについて、その業務規程が法令に適合しているか否か、特定金融指標算出業務を遂行するための体制に照らして業務規程に基づいて特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保することができるか否かを確認しました。いずれについても問題がないと認め、金融商品取引法に基づいて、3年10月に業務規程を認可しました。TIBORについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォローアップし、議論に貢献しました。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、欧州委員会と、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	104	107	177	187
		補正予算	▲3	175	136	-
		繰越等	-	▲188		
		合 計	101	95		
	執行額 (百万円)		55	75		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 4 年 6 月 2 日～22 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会報酬委員会の設置状況」（東京証券取引所 3 年 8 月 2 日公表） ・「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2021 年 12 月末時点）」（東京証券取引所 4 年 1 月 26 日公表） ・「プラットフォーム参加株主の議案別賛否動向」（株式会社 I C J 3 年 10 月 14 日公表） ・「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」（4 年 3 月 31 日時点） 【測定指標⑤】 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3 年 6 月 18 日公表） ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（4 年 1 月 28 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について（3 年 12 月 24 日公表） 【測定指標⑦】 ・全銀協 T I B O R の運営態勢の定期的な見直し結果について（一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関 4 年 3 月 9 日公表） ・金融商品取引法第 156 条の 87 第 1 項にもとづく T O R F 算出に関する業務規程に係る認可の取得について（株式会社 Q U I C K ベンチマークス 3 年 10 月 26 日公表）
---------------------------	---

担当部局名	企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 監督局 銀行第一課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
政策評価実施時期	令和４年６月

令和3年度 実績評価書

金融庁令3(横断的施策-1)

施策名	IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	IT技術の進展等に伴うデジタル・イノベーションの加速化が将来の金融業等に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。
達成すべき目標	デジタル・イノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しながら、イノベーションを促進しやすい環境を整備し、利用者利便の向上を図ること
目標設定の考え方・根拠	経済社会全体のデジタル化が加速する中、民間事業者においても、ブロックチェーンや人工知能（AI）等の革新的技術やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいるほか、新興国を中心に、経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。また、各国中央銀行においては中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する研究開発が活発化している。利用者保護の確保を図りつつ、企業の生産性や利用者利便の向上を実現するため、金融分野におけるデジタル・イノベーションを一層推進していくことが重要である。 【根拠】 ・G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（令和元年6月9日） ・G20 大阪・サミット首脳宣言（元年6月28日） ・「成長戦略フォローアップ」（3年6月18日閣議決定） ・2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日）

測定指標		
指標①	[主要] F i n T e c hサポートデスク、F i n T e c h実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況	【達成】
3年度目標	F i n T e c hサポートデスクで受け付けた相談や、F i n T e c h実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応	
3年度実績	・F i n T e c hサポートデスク等において、事業者の相談にオンライン面談を通じて対応するなど、規制・技術上の課題等を適切に把握して支援しました。 ・金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクとして刷新し、基幹系システムに限ら	

		ず情報系システムや外部システムとのAPI連携等も含む先進的な取組に関して相談を受け付けるなどの拡充を行い、金融機関等の相談に対応しました。
指標②	F i n T e c h I n n o v a t i o n H u bによる情報収集の実施状況	【達成】
	3年度目標	最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集
	3年度実績	・面談やミートアップ等を通じて、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等から、最新のサービスや技術動向等について情報を収集しました。
指標③	金融サービスの提供に関する法律の施行及び施行後に向けた取組	【達成】
	3年度目標	金融サービス仲介業者の登録、自主規制機関の認定及び金融サービス仲介業者への適切なモニタリング
	3年度実績	・金融サービス仲介業について、その健全な発展及び利用者保護の観点から、自主規制機関の認定や事業者の登録審査等の施行を進めました。 ・金融サービス仲介業者の登録後は、自主規制機関とも連携し、当該業者に対するモニタリングを適切に実施しました。
指標④	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加機関数	【達成】
	3年度目標	120 社
	3年度実績	・3年10月に、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げをはかることを目的として、6回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（D e l t a W a l l I V）を実施し、金融機関 150 社が参加しました。
指標⑤	情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況	【達成】
	3年度目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施
	3年度実績	・内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の提供を行いました。また、N I S Cから発信されたものに限らず、金融庁から発信すべき情報について積極的に発信しました。
指標⑥	決済システムの高度化・効率化の検討状況	【達成】
	3年度目標	具体的な検討推進
	3年度実績	・資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大について、決済の安全性確保の観点から、全銀システムに新たに接続する事業者に対するモニタリングのあり方についての検討など、必要な対応を行うとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促しました。 ・電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融EDI（E l e c t r o n i c D a t a I n t e r c h a n g e）の利活用促進に向けた検討を行いました。
指標⑦	クロスボーダー送金の高度化への取組	【達成】

	3 年度目標	クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップのG20 への進捗報告
	3 年度実績	・金融安定理事会（F S B）の「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－金融安定理事会のハイレベルな勧告の実施に係る進捗報告書」（3 年 10 月G20 に提出）の作成に積極的に貢献するとともに、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに沿って、B u i l d i n g B l o c k 16（プロキシレジストリを伴う固有識別子の策定）のワークストリームの作業において、主導的な役割を果たしました。
指標⑧	金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況	
	3 年度目標	アンケート調査等のフォローアップの実施
	3 年度実績	・3 年 9 月から 10 月にかけて実施した金融業界における手続きの電子化の進捗状況に関するアンケート結果を踏まえ、「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」を開催し、業態別の電子化の状況や好事例・課題等の共有を通じたフォローアップを行いました。
指標⑨	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組	
	3 年度目標	具体的な取組の推進
	3 年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげました。
指標⑩	送金手段や証券商品等のデジタル化への対応のあり方等の検討	
	3 年度目標	検討の推進
	3 年度実績	・「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」（3 年 7 月設置）において、いわゆるステーブルコインについては速やかな制度的対応が必要とされたことを踏まえ、「資金決済ワーキング・グループ」（3 年 9 月設置）において、電子的支払手段に関する規律のあり方等について議論を行いました。 ・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段等取引業の創設、銀行等の委託を受けて為替取引に関して取引のモニタリング等を共同で行う者の業務運営の質を確保するための対応として、為替取引分析業の創設、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、本人確認義務等を課すための規定の整備、等の措置を講ずる必要があることから、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（4 年 3 月）。
参考指標		
指標①	F i n T e c h サポートデスクの受付状況	

	3 年度実績	・3 年度においては 316 件の相談を受け付け、平均回答日数 5 営業日以内に維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。
指標② F i n T e c h 実証実験ハブの支援実施状況		
	3 年度実績	・3 年度においては、前年度から継続する 4 件について、的確に支援を行いました。また、そのうち 2 件について実証実験結果を公表しました。また、複数の新たな実証実験に関する相談に対応しました。
指標③ 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの支援実施状況		
	3 年度実績	・基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでは、3 年度においては新たに 3 件の支援を決定し、前年度から継続する 1 件を含め、的確に支援を行いました。また、1 件について 3 年 11 月に最終報告書を公表しました。 ・また、3 年 11 月に、同制度を金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクとして刷新し、基幹系システムに限らず情報系システムや外部システムとの A P I 連携等も含む先進的な取組に関して相談を受け付けるなどの拡充を行い、金融機関等の相談に対応しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 F i n T e c h サポートデスク、F i n T e c h 実証実験ハブ及び金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク（旧：基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ）で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応しました（測定指標①）。 F i n T e c h I n n o v a t i o n H u b において、最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集しました（測定指標②）。 金融サービスの提供に関する法律の施行及び施行後に向けた取組として、金融サービス仲介業者の登録、自主規制機関の認定及び金融サービス仲介業者への適切なモニタリングを行いました（測定指標③）。 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行いました（測定指標④、⑤）。 決済システムの高度化・効率化については具体的な検討を推進しました（測定指標⑥）。 クロスボーダー送金の改善に係る G 20 向け報告書を作成するなかで、国際的な議論に積極的に参画・貢献しました（測定指標⑦）。

	金融業界における書面・押印・対面手続を前提とした業界慣行の見直しについて、アンケート調査等のフォローアップを実施しました（測定指標⑧）。 アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組についても、金融行政上の重要な諸課題について、専門研究員等がデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑨）。 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、デジタル化等への対応のあり方等について検討を進めました（測定指標⑩）。 以上の通り、3年度に設定した全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 デジタライゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定及び利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進する環境整備を図り、利用者利便や生産性の向上に繋がる金融サービスを創出するためには、所要の対応について取組を進める必要があります。 【効率性】 金融を取り巻く環境の変化に伴う所要の対応について、施策横断的に現状・課題の分析を行うことにより、効率的に取組を進めることができたと考えています。 【有効性】 デジタライゼーションの進展等が加速する中で、利用者保護を確保しつつ、所要の対応について検討・実施していくことは、利用者が多様なニーズに合致した利便性の高い金融サービスを享受できる事業環境の整備に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタライゼーションの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があります、そのための所要の対応について取組を進めていく必要があります。 【施策】 上記の課題等を踏まえ、デジタライゼーションの進展等の環境変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① デジタライゼーションの加速的な進展への対応	・ F i n T e c h サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応しました。また、F i n T e c h 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごと

に、庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁や業界団体とも連携しながら、継続的な支援を行いました。また、フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握しつつ、金融機関を含む事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう支援に注力するため、フィンテック企業集積拠点に職員を派遣することなどを通じ、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等から情報を収集するほか、ミートアップ等により、フィンテック・ステークホルダーとの意見交換を行いました。

- ・金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押ししました。また、3年11月に、同制度を金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクとして刷新し、基幹系システムに限らず情報系システムや外部システムとのAPI連携等も含む先進的な取組に関して相談を受け付けるなどの拡充を行いました。
- ・国際カンファレンスの開催等を通じて、日本におけるフィンテックの発展と成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築と新たな形での連携・協力を行いました。
- ・分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGIN（Blockchain Governance Initiative Network）の活動への積極的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組を行いました。
- ・一つの登録で銀行・証券・保険全ての分野における金融サービスの仲介ができることにより、利用者利便の向上が期待される金融サービス仲介業について、その健全な発展及び利用者保護の観点から、自主規制機関の認定や事業者の登録審査等を実施しました。また、金融サービス仲介業者の登録後は、金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から、自主規制機関とも連携し、当該業者に対するモニタリングを適切に実施しました。
- ・大手金融機関に対しては、例えば、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やサイバーレジリエンスの強化（脅威ベースのペネトレーションテストの実効性向上を含む）を促しました。
- ・地域金融機関に対しては、サイバーセキュリティの実効性を検証するリスクプロファイル等に基づき、リスクの高い先に対して検査を実施しました。また、地域金融機関がサイバーセキュリティ管理態勢をより精緻に評価するための自己評価項目の検討を進めました。
- ・サイバー攻撃の脅威動向等について関係機関（NISC、警察庁、公安調査庁、金融ISAC等）と連携し、金融機関等に対して適切に注意喚起を行った。
- ・サイバーセキュリティ管理態勢について改善の余地がある業態（特に中小・地域金融機関や資金移動業者）に対してDelta Wallへの

参加を促しました。また、金融機関のインシデント対応能力の一層の強化に向けて、演習後の速やかな振り返りや、課題について深度ある分析を行いました。

- ・システム障害が発生した場合においては、原因や改善策について、モニタリングを実施するとともに、重大な顧客被害や、金融機関等のシステムリスク管理態勢に問題がみられる場合は、検査を含め、重点的に検証するなど、金融機関等へシステムリスク管理態勢の強化を促しました。
- ・金融機関等のシステム障害の傾向、原因及び認められた課題や事例等を金融機関等に共有し、金融機関等の自律的な改善を促すことに焦点をあてたモニタリングを進め、システムリスク管理態勢の強化を促しました。
- ・IT・デジタル技術を活用し、新たな形で顧客課題の解決を図る先進的なサービスの提供により、顧客獲得につなげていくITガバナンスの発揮について、経営効率の観点を含めた上で、デジタル・トランスフォーメーション（DX）への取組といった着眼点から金融機関を含む事業者と深度ある対話を行いました。
- ・DXへ取り組む金融機関の課題について、コンサルタント等の有識者と意見交換を実施するとともに、事業者に対するアンケートや対話を実施しました。
- ・デジタルライゼーション等による金融業の変化にあわせ、新たな金融サービスを提供する事業者（デジタルバンク）に対して、適切な審査を行いました。
- ・次世代システム等への移行や、戦略的合併を検討している難度の高いシステム開発プロジェクトについて、スイッチングコストの観点も含め、プロジェクトの企画段階等からきめ細やかに金融機関と対話することで、金融機関の自律的な改善を促すとともに、システムの本番稼働後も、安定稼働に資する運用・保守ができているか等に関してモニタリングを実施しました。
- ・クラウドサービスやマイクロサービスといった新技術を利用した基幹系システムの構築など、先進的取組を行う金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやITに関するリスク管理等の観点について議論していくこと等により取組を後押しするとともに、次世代システムへの転換を目指す取組について有益な情報を収集しました。
- ・モニタリングの品質向上及び金融機関の負担軽減に向けて、システム更改の検証等に関して、日本銀行とリスク認識を共有し、共同ヒアリングを実施しました。
- ・金融業界における非対面の金融サービス普及を一層後押しする一環として、パブリックコメントに寄せられた質問や金融庁に寄せられた相談事例等を整理し、3年5月に「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ&A」を公表しました。
- ・資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大について、決済の安全性確保の観点から、全銀システムに新たに接続する事業者に対するモニタリングのあり方についての検討など、必要な対応を行うとともに、多頻

	度小口決済の利便性向上に向けた検討を促しました。 ・電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融E D I（E l e c t r o n i c D a t a I n t e r c h a n g e）の利活用促進に向けた検討を行いました。 ・手形・小切手機能の全面電子化に向けて3年7月に金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押ししました。 ・「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の業態別の電子化の状況等のフォローアップでは、法人インターネットバンキングの利用促進に向けた参考事例の共有も行いました。 ・法人インターネットバンキングについて、利便性向上及び利用促進を図る観点から金融機関向けの実態調査を実施しました。 ・金融安定理事会（F S B）の『『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－金融安定理事会のハイレベルな勧告の実施に係る進捗報告書』（3年10月G20に提出）の作成に積極的に貢献するとともに、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに沿って、B u i l d i n g B l o c k 16（プロキシレジストリを伴う固有識別子の策定）のワークストリームの作業において、主導的な役割を果たしました。 ・C B D C（中央銀行デジタル通貨）について、制度設計や日本銀行において実施した基本機能に関する概念実証について、財務省と連携しつつ、検討に貢献しました。また、G7における「リテール中央銀行デジタル通貨（C B D C）に関する公共政策上の原則」策定（3年10月公表）に貢献しました。 ・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段等取引業の創設、銀行等の委託を受けて為替取引に関して取引のモニタリング等を共同で行う者の業務運営の質を確保するための対応として、為替取引分析業の創設、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、本人確認義務等を課するための規定の整備、等の措置を講ずる必要があることから、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（4年3月）。 ・預貯金口座へのマイナンバー付番及び公的給付支給等口座の登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して対応を行いました。 ・金融機関の従業員のマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向け、引き続き業界団体等にカード取得に向けた取組を促し、フォローアップを行ったほか、デジタル庁との連携・協働の下、業界団体と協働して公的個人認証の活用に向けたイベントを開催しました。
② 金融技術の発展を受けた対応	・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	155	180	180	165
		補正予算	-	▲3	-	-
		繰越等	▲44	105		
		合 計	111	282		
	執行額 (百万円)		169	207		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
---------------------	---------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標⑦】 ・「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」（2年8月31日公表） ・金融安定理事会（FSB） (https://www.fsb.org/) 【測定指標⑧】 ・「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」について (https://www.fsa.go.jp/singi/shomen_oin/index.html) 【測定指標⑨】 ・金融研究センターウェブサイト「研究官等の紹介」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/person.html) ・金融研究センターウェブサイト「ディスカッションペーパー」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) 【測定指標⑩】 ・「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」中間論点整理（3年11月17日公表） ・金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書（4年1月11日公表） ・「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（4年3月4日閣議決定）
-----------------------------------	--

担当部局名	総合政策局 フィンテック室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課、国際室 企画市場局 信用制度参事官室、調査室 監督局 総務課、銀行第一課
-------	---

政策評価実施時期	令和4年6月
----------	--------

令和3年度 実績評価書

金融庁令3(横断的施策-2)

施策名	業務継続体制の確立と災害への対応
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。 また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。
達成すべき目標	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること 近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること
目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。 また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、令和3年4月1日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。 コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という。）の周知広報を行い、コロナの影響により既往債務の弁済が困

	難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。 【根拠】 ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年 6 月 7 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年 3 月 28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年 3 月 31 日） ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（27 年 3 月 31 日閣議決定） ・平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30 年 8 月 2 日） ・国土強靱化基本計画（30 年 12 月 14 日閣議決定） ・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（元年 11 月 7 日、2 年 7 月 30 日） ・国土強靱化年次計画 2021（3 年 6 月 17 日国土強靱化推進本部決定） ・令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に係る支援策とりまとめ（3 年 7 月 30 日） ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3 年 8 月 31 日）
--	--

測定指標		
指標① [主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組		【達成】
3 年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	
3 年度実績	・金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証しました。	
指標② [主要]災害等発生時に備えた訓練		【達成】
3 年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	
3 年度実績	・政府防災訓練への参加のほか、金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練を関係機関と連携して実施しました。	
指標③ [主要]業界横断の業務継続訓練の実施		【達成】
3 年度目標	訓練の実施	
3 年度実績	・2 年度に引き続き、3 年 9 月 1 日に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施しました。なお、3 年度の訓練においても、引き続き、オンライン会議システム等を用いたリモートでの対策本部の設置・参集訓練や通信手段制約下での金融庁・日本銀行等への被害状況報告の実地訓練を実施しました。	
指標④ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関		【達成】

に対する適切なフォローアップの実施		
3 年度目標	金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表	
3 年度実績	・金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。	
指標⑤	自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則含む）の運用支援	【達成】
3 年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	
3 年度実績	・金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、政府広報オンラインによる周知や、3 年 7 月以降の大雨に係る災害や 4 年福島県沖を震源とする地震などの自然災害の被災者に活用されるよう、自治体へのリーフレット配布による周知広報を実施しました。	
指標⑥	被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付	【達成】
3 年度目標	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置	
3 年度実績	・3 年度は、被害状況等に鑑み専用の相談ダイヤルを設置していないものの、被災者を含めた金融サービス利用者からの相談を随時受け付けました。	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証（測定指標①）したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施しました（測定指標②、③）。 また、東日本大震災、3 年 7 月以降の大雨に係る災害や 4 年福島県沖を震源とする地震などの自然災害への対応として、自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則含む）の運用支援・周知広報を実施しました（測定指標⑤）。さらに、被災者等を含めた金融サービス利用者からの金融機関との取引に関する相談等を随時受け付ける（測定指標⑥）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。 加えて、コロナの影響拡大を踏まえ、引き続き、金融庁における業務継続体制の整備・運用や、金融機関による事業者等支援の促進を積極的に実施したことから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すためには、業務継続計画等の継続的な検証や関係機関と連携した訓練の実施等が必要であると考えています。 【効率性】 業務継続計画等の実効性の検証や関係機関と連携した訓練の実施等により、金融庁の業務継続体制の充実・強化や、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上等を効率的に進めることができたと考えています。 【有効性】 業務継続計画等の検証や訓練の実施等は、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す一定の効果があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 3年7月以降の大雨に係る災害や4年福島県沖を震源とする地震などの自然災害、コロナへの対応等を踏まえつつ、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るため、業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む必要があるほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していく必要があります。 【施策】 業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、政府防災訓練等への参加、庁内訓練や関係機関と連携した訓練等についても引き続き実施するほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していきます。また、東日本大震災、3年7月以降の大雨に係る災害や4年福島県沖を震源とする地震などの自然災害、コロナへの対応として、被災者の生活・事業の再建を引き続き支援していきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	・金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証しました。こうした取組によって、金融庁の業務継続体制の実効性が確保されているものと考えています。 ・コロナの影響拡大を踏まえ、金融庁業務継続計画に基づき、以下のとおり、職員の感染予防策を含む業務継続体制の整備・運用を実施しました。 － 時差出勤の活用促進やテレワーク環境の拡充等による出勤の抑制を実施しました。 － 3つの「密」の回避、懇親会等の自粛等を改めて職員に周知しました。 － 感染の疑いがある場合の報告体制について、これまでの運用実績を踏まえて、見直しを実施しました。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	

	・全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえ、金融機関等に対して、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について（麻生金融担当大臣談話）」を発出しました。
③ 災害への対応	
	[東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害] ・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 ・被災地域における金融機関に対し、財務局と日本銀行との連名による「金融上の措置要請」を発出し、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を行うよう促しました。 ・住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援のため、被災した自治体に自然災害被災者債務整理ガイドラインのリーフレットを配布して周知広報を行うとともに、本ガイドラインに基づく債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行いました。 [コロナへの対応] ・コロナの影響により既往債務の弁済が困難になった個人・個人事業主を対象としたコロナ特則について、政府広報オンラインによる周知広報を行うとともに、金融機関に対して、当該特則の趣旨を踏まえた個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じた事業や生活や暮らしの支援に努めるよう促しました。 [新たな自然災害への対応] ・3年7月以降の大雨に係る災害や4年福島県沖を震源とする地震などの自然災害への対応について、関係金融機関等に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速に講じました。 ・CSF及び高病原性鳥インフルエンザの患畜等が確認された県内の関係金融機関等に対して、農家をはじめとする取引先の経営相談に丁寧かつ親身に応じることや、貸付条件の変更等の適切な融資対応に努めることなどについて要請文を発出しました。 ・こうした取組によって、東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害による被災者の生活・事業の再建及びコロナの影響を受けた事業者の資金繰り支援等に寄与したものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	46	30	36	110
		補正予算	-	-	89	-

		繰越等	47	23	
		合計	93	54	
	執行額（百万円）		48	54	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和４年６月２日～２２日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・金融庁業務継続計画（３０年９月５日） ・全国銀行協会（ニュース&トピックス）
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総務課、秘書課、管理室、金融サービス利用者相談室 企画市場局 市場課、企業開示課 監督局 監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課
-------	--

政策評価実施時期	令和４年６月
----------	--------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(横断的施策－3)

施策名	その他の横断的施策
施策の概要	基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応）」及び「横断的施策－2（業務継続体制の確立と災害への対応）」以外の施策の実施。
達成すべき目標	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」及び「横断的施策－2」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ）を図ること
目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献や国際的なネットワークの強化、サステナブルファイナンスの推進、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。 【根拠】 ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定） ・未来投資戦略2018（30年6月15日閣議決定） ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定） ・総合的なTPP等関連政策大綱（2年12月8日TPP等総合対策本部決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～（骨太方針2021）（3年6月18日閣議決定） ・成長戦略フォローアップ（3年6月18日閣議決定） ・第4次対日相互審査報告書（3年8月30日）

測定指標		
指標①	〔主要〕国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献	【達成】
3年度目標	コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス	
3年度実績	・主要な国際会議の議長等を務めることで、金融分野における国際的な議論を主導しました（金融安定理事会規制監督上の協調に係る常設委員会（FSB SRC）議長（～3年9月）、バーゼル銀行監督委員会監督協力	

	部会（BCBS SCG）共同議長（3年1月～）、証券監督者国際機構アジア・太平洋地域委員会（IOSCO APRC）議長（28年5月～）及び多国間情報交換枠組みモニタリンググループ議長（30年5月～）、保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会共同副議長（24年10月～）、規制監視委員会評価基準委員会（ROC CES）議長（4年1月～）、金融活動作業部会（FATF）コンタクト・グループ共同議長（元年8月～等）。 ・コロナの世界的大流行に伴う金融の安定性に関する影響分析や対応が進められる中、FSBによる最終報告書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」（3年10月G20に提出）、「ノンバンク金融仲介（NBF I）の強靱性向上：進捗報告書」（3年11月）といった公表物の作成など、FSBを中心としたMMF等のNBF Iに関する作業に積極的に参加し、国際的な議論に貢献しました。 ・金融活動作業部会（FATF）第4次対日相互審査の結果を踏まえ、関係省庁間でマネロン等対策の検討を行うために立ち上げられた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において、同会議の幹事として、政府のマネロン等対策の推進に向けて積極的に議論に参加し、今後3年間のマネロン等対策の施策を定めた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」の策定に貢献しました。また、同会議の傘下に設立された4つの分科会においても、議長または副議長として参加し、我が国のマネロン等対策の政策の立案やFATFからの指摘事項に対する改善策の進捗管理、実質的支配者制度の検討等について積極的に貢献しました。 ・我が国における金融業界全体のマネロン等対策を高度化していくため、検査要員の確保や関係省庁等との連携等により検査・監督体制を強化しました。また、金融機関等に対して、高リスク業態から優先して、リスクベースでのマネロン等対策に焦点を当てた検査・監督を実施したほか、金融機関等向けのマネロン等対策に係る講演を107回実施するなど、金融業界全体の対策の底上げを図りました。 ・金融機関のマネロン等態勢を高度化するため、全国銀行協会主催の「AML／CFT業務共同化に関するタスクフォース」及び「AML／CFT態勢高度化研究会」に参加し、マネロン等対策共同システムの実用化に係る検討の支援等を行いました。 ・各金融機関等におけるマネロン等対策の強化に当たり、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう引き続き促したほか、4年3月、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改訂を行い、継続的な顧客管理に関する金融庁の考え方を明確化しました。また、業界団体と連携した広報活動やインターネット広告の配信・政府広報の実施を通じて、利用者にマネロン等対策に対する理解と協力を求めました。 ・FATF等における国際的な議論について、特に、「暗号資産・暗号資産交換業者に関するFATF基準についての2回目の12ヵ月レビュー報告書」（3年7月）及び「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベ
--	--

		ースアプローチに関するガイドンス」改訂版（3 年 10 月）の公表など、金融庁が共同議長を務めるコンタクト・グループ関係の作業を中心に、主導的な役割を果たしました。 ・第三者委託を含むオペレーショナル・レジリエンスやサイバーインシデントへの対応に関し、海外での規制動向など、各国における取組を適切に把握しました。また、F S B の作業グループに参加し「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」（3 年 6 月）、「サイバー事象報告－既存のアプローチとより広い範囲での収斂に向けた今後のステップ」（3 年 10 月 G 20 に提出）といった公表物の作成に積極的な貢献をしました。 ・国際会議等において、ウクライナ情勢に関する議論に貢献しました。 ・ウクライナ情勢を受けて、G7 各国によるロシアに対する経済制裁の実効性を確保するため、4 年 3 月、暗号資産交換業者に対し、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、①顧客が指定する受取人が制裁対象者である又はその疑いがある場合、その暗号資産の移転を行わないこと②顧客の依頼を受け暗号資産を移転し、事後に移転先が制裁対象者と判明した場合、関係当局に速やかに報告すること③上記①②の実効性を高めるため、暗号資産取引についてモニタリングを強化すること、などについて、財務省と金融庁の連名で、要請しました。	
指標② [主要]		国際的なネットワークの強化	【達成】
	3 年度目標	アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化	
	3 年度実績	・アジア・新興国の金融当局との意見交換を実施し、ネットワークの構築・強化を進めました。具体的には、3 年 4 月に印（準備銀行等）、同年 6 月に泰（財務省等）、同年 9 月に中（銀保監会）、韓（金融委員会等）、同年 11 月に越（国家証券委員会等）、4 年 1 月に台湾（金融監督管理委員会）との意見交換を行いました。また、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する「中国金融研究会（第 6 回、3 年 6 月）（第 7 回、3 年 12 月）」を開催しました。 ・アジア・新興国の当局者に対し、グローバル金融連携センター（G L O P A C）によるオンライン型研修プログラムを実施し、知日派の育成、及び協力関係の構築に努めました。具体的には、アジアに限らず、中東やアフリカ、中南米を含む 16 か国の当局者 28 名に対し、関心事項に沿った研修プログラムを実施しました。また、過去に本研修を修了した当局者を対象としたアルムナイ・フォーラムの開催及び金融庁ウェブサイトの G L O P A C 特集ページ改良等により、引き続き、ネットワークの維持に努めました。 ・先進国との間においても、共通して取り組むべき国際的課題への対応に向け、経済連携協定（E P A）に基づく合同金融規制フォーラム開催（日 E U 合同金融規制フォーラム（4 年 3 月））や、海外当局との意見交換（全米保険監督協会（N A I C）（3 年 12 月）、欧州保険・企業年金監督機構（E I O P A）（3 年 12 月）等）を通じて議論を進め、協力関係を深化させました。	

指標③	【主要】	サステナブルファイナンスの推進	【達成】
3 年度目標	企業情報開示の質と量の向上、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理、国際的な議論への貢献		
3 年度実績	- 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」を計 5 回開催しました。また、3 年 6 月には「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理など、持続可能な社会の構築に向けた金融の役割について、総合的な報告書を取りまとめました。 - 企業開示については、コーポレートガバナンス・コードの再改訂（3 年 6 月）に関する広報活動を実施し、4 年 4 月に発足する東京証券取引所プライム市場の上場企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実に促しました。 - サステナビリティに関する開示を含む記述情報の開示の充実に図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表しました（3 年 12 月公表、4 年 3 月最終更新）。 - 企業や公認会計士等に対するセミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（3 年 4 月～4 年 3 月）。 - 上記の取組により、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。 - 市場機能の発揮については、日本取引所グループ（J P X）と連携して、J P X「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の議論に参画しました。同検討会は、4 年 1 月、E S G 債等の情報を幅広く集約する情報プラットフォームを同年年央目途に立ち上げること等を盛り込んだ中間報告書を公表しました。 - 企業と投資家の橋わたし役を担う E S G 評価・データ提供機関について、評価の中立性・公平性を確保するためのガバナンスの確保等の行動規範を定めるよう、4 年 2 月に「E S G 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置しました。 - ソーシャルボンドについて、3 年 10 月にガイドラインを確定しました。同年 12 月に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を設置し、関係府省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等を具体的に例示する文書の策定に向けて検討を開始しました。 - 各産業が脱炭素を実現するためのトランジション（移行）について、トランジションのために行う資金調達の信頼性を確保するよう、関係省庁と連携して、3 年 5 月、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定しました。 - 上記の取組により、国内外の投資家が投資判断を容易かつ的確に行える環境を整備することで、「グリーン国際金融センター」など、内外の成長資金を日本に呼び込む観点から、有効な取組を進めることが出来ました。		

3 年度目標	企業情報開示の質と量の向上、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理、国際的な議論への貢献
3 年度実績	・金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」を計 5 回開催しました。また、3 年 6 月には「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理など、持続可能な社会の構築に向けた金融の役割について、総合的な報告書を取りまとめました。 ・企業開示については、コーポレートガバナンス・コードの再改訂（3 年 6 月）に関する広報活動を実施し、4 年 4 月に発足する東京証券取引所プライム市場の上場企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実に促しました。 ・サステナビリティに関する開示を含む記述情報の開示の充実に図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表しました（3 年 12 月公表、4 年 3 月最終更新）。 ・企業や公認会計士等に対するセミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（3 年 4 月～4 年 3 月）。 ・上記の取組により、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。 ・市場機能の発揮については、日本取引所グループ（J P X）と連携して、J P X「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の議論に参画しました。同検討会は、4 年 1 月、E S G 債等の情報を幅広く集約する情報プラットフォームを同年年央目途に立ち上げることを盛り込んだ中間報告書を公表しました。 ・企業と投資家の橋わたし役を担う E S G 評価・データ提供機関について、評価の中立性・公平性を確保するためのガバナンスの確保等の行動規範を定めるよう、4 年 2 月に「E S G 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置しました。 ・ソーシャルボンドについて、3 年 10 月にガイドラインを確定しました。同年 12 月に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を設置し、関係府省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等を具体的に例示する文書の策定に向けて検討を開始しました。 ・各産業が脱炭素を実現するためのトランジション（移行）について、トランジションのために行う資金調達の信頼性を確保するよう、関係省庁と連携して、3 年 5 月、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定しました。 ・上記の取組により、国内外の投資家が投資判断を容易かつ的確に行える環境を整備することで、「グリーン国際金融センター」など、内外の成長資金を日本に呼び込む観点から、有効な取組を進めることが出来ました。

		・金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理については、3メガバンク等との間でシナリオ分析の試行的実施を進めたほか、関係省庁とも連携し、地域企業の脱炭素化等を有効に支援するための情報や知見の共有などの取組を行うことで、金融機関による支援の強化等の観点から有効な取組を進めることが出来ました。 ・国際的な対応として、3年4月に公表された、I F R S財団の国際サステナビリティ基準審議会（I S S B）の設立に向けた定款改正案の市中協議文書に対し、金融庁及び公益財団法人財務会計基準機構が事務局を務めるI F R S対応方針協議会において国内関係者の意見を集約し、同年7月にコメントレターを発出しました。 ・I S S Bの基準策定に積極的に参画していく観点から、I F R S対応方針協議会名でI S S Bへの資金拠出を表明するとともにI F R S財団アジア・オセアニアオフィスを持続サステナビリティ報告でも活用することを提案する内容のレターを同年8月にI F R S財団に発出しました。また、東京へのアジア・オセアニア拠点設置をさらに強く働きかけるため、同年11月に金融担当大臣からI F R S財団にレターを送付しました。 ・同年12月、金融庁が共同事務局を務めるI F R S対応方針協議会が開催され、金融担当副大臣からI F R S対応方針協議会に参加する国内の主要な関係団体に対し、I S S Bへの日本の対応に関する協力の要請を行いました。 ・政府からI F R S財団へ直接資金拠出を行うべく、令和3年度補正予算において約1.1億円の予算を計上し、3年3月末にI F R S財団への送金を完了しました。 ・3年11月に開催されたC O P 26（気候変動枠組条約締約国会議）に向けた動き等を踏まえ、N G F S（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）や、F S B及び各基準設定主体等における関連部会への参加を通じ、サステナブルファイナンスに関する国際的な議論に貢献しました。特に、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（I P S F）やI O S C Oにおいて、関連部会の共同議長を務めるなど、主導的な役割を果たしました。加えて、国内対応に資するよう、シナリオ分析に関する委託調査や、民間部門の国際的な取組等に関する情報収集を通じて、知見の蓄積を進めました。また、3年12月には、民間企業や金融機関等が構築する組織である自然関連財務情報開示タスクフォース（T N F D）フォーラムに参加することを公表するなど、気候変動以外のサステナビリティ関連事項についても国際的な議論に貢献しました。
指標④ 規制・制度改革等の推進		【達成】
	3年度目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施
	3年度実績	・「規制改革実施計画」（3年6月18日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開でき

		る環境の整備が、着実に進展したものと考えます。
指標⑤ 事前確認制度の適切な運用		—
	3 年度目標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
	3 年度実績	・3 年度においては、ノーアクションレター制度等を利用した法令照会に対する回答実績はありません。
指標⑥ 金融行政における I T の活用		【達成】
	3 年度目標	・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進（テレワークや外部とのオンライン会議の推進並びに予算作業の見直し及び人材確保・育成の取組の推進等） ・金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組の推進（電子納付が可能な手続きについてシステム整備等を推進） ・金融機関のモニタリングに利用するシステムの機能改修に向けた取組の推進（次期システムの具体的な要件を踏まえ、開発に向けた作業を進捗）
	3 年度実績	・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、システム監査の実施を通じた予算要求プロセスの見直しや人材確保・育成の継続的な実施により、価値を生み出す I T ガバナンスの強化に取り組んだほか、働き方改革やペーパーレス化に資するインフラの整備や R P A の一層の活用など、業務におけるデジタル技術の活用に取り組みました。また、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させる取組を計画的に実施しました。 ・金融機関等から受け付ける申請・届出等がオンラインで提出が可能となるように、3 年 3 月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、同年 6 月末に運用を開始しました。また、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組を実施しました。 ・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、次期システム更改に向け要求要件を踏まえた具体的な調達仕様書の策定を実施しました。
指標⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等		【達成】
	3 年度目標	窓口対応の改善に向けた取組状況（アンケートの実施）
	3 年度実績	・2 年度に実施したアンケートについて、回答内容の集計・分析を行い、その結果を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（3 年 10 月）。また、3 年度においても、引き続きアンケートを実施しました。
指標⑧ 経済安全保障上の対応		【達成】
	3 年度目標	関係機関との連携
	3 年度実績	・金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携しました。

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 コロナを踏まえた金融安定性に関する影響分析や対応が進む中、ノンバンク金融仲介の強靱性向上に向けた取組の進捗報告書作成など、国際的に協調した取組に貢献しました。また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策強化のための暗号資産等に関する国際的なガイダンス策定に貢献したほか、アウトソーシング・サードパーティにおける規制監督上の論点に関する議論に貢献しました。金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督を実施しました（測定指標①）。加えて、オンラインのコミュニケーションを活用し、アジア・新興国や先進国等との協力関係の強化等を行いました（測定指標②）。企業情報開示の質と量の向上、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理、国際的な議論への貢献を通じたサステナブルファイナンスの推進に取り組みました（測定指標③）。さらに経済安全保障上の対応について、関係機関との連携を行いました（測定指標⑧）。測定指標④⑥⑦についても、目標を達成するなど取組を進めることができました。 上記の結果の通り、今年度実績のなかった⑤を除く全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、国内のサステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めるほか、引き続きマネロン等対策の強化に向けて取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
	【必要性】 コロナを踏まえ、引き続き世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えられるよう、国際的な協調が必要と考えています。 また、アジア・新興国の金融監督当局者に我が国の知見を共有することは新興国経済、ひいては世界経済の安定に資すると考えています。 さらにFATF第4次対日相互審査のフォローアップ及び第5次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化が必要と考えています。 加えて、国際動向も踏まえつつ、気候変動をはじめとした環境・社会の課題への対応において金融の役割への期待が高まっており、日本のサステナブルファイナンス推進に向けて対応を更に進める必要があると考えています。
施策の分析	

	【効率性】 当局間での情報交換や問題意識の共有を、継続的かつ時宜を得て行ったことで、効率的な金融行政の遂行に貢献しました。 新興国の金融監督当局者への研修は、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえており、効率的であると考えています。 関係省庁との緊密な連携やマネロン等対策に関する検査・監督などは、金融機関等のマネロン等対策の改善に直接つながるものであり、効率的であったと考えます。 サステナブルファイナンスの取組についても、上記有識者会議で議論を整理しつつ関係省庁と緊密に連携を図ることで、効率的な行政遂行を図りました。 【有効性】 世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。 また、金融機関等に対するマネロン等対策に関する検査・監督等は、我が国における金融業界のマネロン等対策の高度化に非常に有効であったと考えています。 サステナブルファイナンスについても、金融を通じて社会経済の解決を促すことで、わが国経済の持続可能性向上に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 国際的に協調した対応は、コロナの中においても世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 また、新興国の金融技術支援やG L O P A Cに取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 加えて、F A T F 第 4 次対日相互審査のフォローアップ及び第 5 次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化に取り組む必要があります。 サステナブルファイナンスについても、脱炭素等の持続可能性に係る課題の重要性が高まる中で、一層の推進に取り組む必要があります。 【施策】 上記の課題を踏まえ、引き続き、国際的に協調した対応や世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。 また、F A T F 第 4 次対日相互審査の指摘事項を踏まえ、引き続き、金融機関等のマネロン等対策に関する検査・監督を実施してまいります。 加えて、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めます。

【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価

① 国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献（コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス）

- ・主要な国際会議の議長等を務めることで、金融分野における国際的な議論を主導しました。（詳細は測定指標①に係る「令和3年度実績」欄参照）
- ・コロナの世界的大流行に伴う金融の安定性に関する影響分析や対応が進められる中、F S Bによる報告書の作成など、MMF等のN B F Iに関する作業に積極的に参加し、国際的な議論に貢献しました。
- ・金融活動作業部会（F A T F）第4次対日相互審査の結果を踏まえ、関係省庁間でマネロン等対策の検討を行うために立ち上げられた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において、同会議の幹事として、政府のマネロン等対策の推進に向けて積極的に議論に参加し、今後3年間のマネロン等対策の施策を定めた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」の策定に貢献しました。また、同会議の傘下に設立された4つの分科会においても、議長または副議長として参加し、我が国のマネロン等対策の政策の立案やF A T Fからの指摘事項に対する改善策の進捗管理、実質的支配者制度の検討等について積極的に貢献しました。
- ・我が国における金融業界全体のマネロン等対策を高度化していくため、検査要員の確保や関係省庁等との連携等により検査・監督体制を強化しました。また、金融機関等に対して、高リスク業態から優先して、リスクベースでのマネロン等対策に焦点を当てた検査・監督を実施したほか、金融機関等向けのマネロン等対策に係る講演を107回実施するなど、金融業界全体の対策の底上げを図りました。
- ・金融機関のマネロン等態勢を高度化するため、全国銀行協会主催の「AML／C F T業務共同化に関するタスクフォース」及び「AML／C F T態勢高度化研究会」に参加し、マネロン等対策共同システムの実用化に係る検討の支援等を行いました。
- ・各金融機関等におけるマネロン等対策の強化に当たり、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう促したほか、4年3月、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（F A Q）」の一部改訂を行い、継続的な顧客管理に関する金融庁の考え方を明確化しました。また、業界団体と連携した広報活動やインターネット広告の配信・政府広報の実施を通じて、利用者にマネロン等対策に対する理解と協力を求めました。
- ・F A T F等における国際的な議論について、特に、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス」改訂版の公表など、金融庁が共同議長を務めるコンタクト・グループ関係の作業を中心に、主導的な役割を果たしました。

	・第三者委託を含むオペレーショナル・レジリエンスやサイバーインシデントへの対応に関し、海外での規制動向など、各国における取組を適切に把握しました。また、F S Bの作業グループに参加し、報告書の作成に積極的に貢献しました。
②	国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化） ・アジア・新興国の金融当局との意見交換を実施し、ネットワークの構築・強化を進めました。（詳細は測定指標②に係る「3年度実績」欄参照） ・アジア・新興国の当局者に対し、グローバル金融連携センター（G L O P A C）によるオンライン型研修プログラムを実施し、知日派の育成、及び協力関係の構築に努めました。また、過去に本研修を修了した当局者を対象としたアルムナイ・フォーラムの開催及び金融庁ウェブサイトのG L O P A C特集ページ改良等により、引き続き、ネットワークの維持に努めました。 ・先進国との間においても、共通して取り組むべき国際的課題への対応に向け、経済連携協定（E P A）に基づく合同金融規制フォーラム開催や、海外当局との意見交換を通じて議論を進め、協力関係を深化させました。（詳細は測定指標②に係る「3年度実績」欄参照）
③	サステナブルファイナンスの推進 ・金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」を計5回開催しました。また、3年6月には「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理など、持続可能な社会の構築に向けた金融の役割について、総合的な報告書を取りまとめました。 ・企業開示については、コーポレートガバナンス・コードの再改訂（3年6月）に関する広報活動を実施し、4年4月に発足する東京証券取引所プライム市場の上場企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実に促しました。 ・サステナビリティに関する開示を含む記述情報の開示の充実に図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表しました（3年12月公表、4年3月最終更新）。 ・企業や公認会計士等に対するセミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（3年4月～4年3月）。 ・上記の取組により、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。 ・市場機能の発揮については、日本取引所グループ（J P X）と連携して、J P X「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の議論に参画しました。同検討会は、4年1月、E S G債等の情報を幅広く集約する情報プラットフォームを同年年央目途に立ち上げることを盛り込んだ中間報告書を公表しました。

- ・企業と投資家の橋渡し役を担うE S G評価・データ提供機関について、評価の中立性・公平性を確保するためのガバナンスの確保等の行動規範を定めるよう、4年2月に「E S G評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置しました。
- ・ソーシャルボンドについては、3年10月にガイドラインを確定しました。同年12月に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を設置し、関係府省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等を具体的に例示する文書の策定に向けて検討を開始しました。
- ・各産業が脱炭素を実現するためのトランジション（移行）について、トランジションのために行う資金調達の信頼性を確保するよう、関係省庁と連携して、3年5月、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定しました。
- ・上記の取組により、国内外の投資家が投資判断を容易かつ的確に行える環境を整備することで、「グリーン国際金融センター」など、内外の成長資金を日本に呼び込む観点から、有効な取組を進めることが出来ました。
- ・関係省庁とも連携し、地域企業の脱炭素化等を有効に支援するための情報や知見の共有などの取組を行うことで、金融機関による支援の強化等の観点から有効な取組を進めることが出来ました。
- ・国際的な対応として、3年4月に公表された、I F R S財団の国際サステナビリティ基準審議会（I S S B）の設立に向けた定款改正案の市中協議文書に対し、金融庁及び公益財団法人財務会計基準機構が事務局を務めるI F R S対応方針協議会において国内関係者の意見を集約し、同年7月にコメントレターを発出しました。
- ・I S S Bの基準策定に積極的に参画していく観点から、I F R S対応方針協議会名でI S S Bへの資金拠出を表明するとともにI F R S財団アジア・オセアニアオフィスを持続サステナビリティ報告でも活用することを提案する内容のレターを同年8月にI F R S財団に発出しました。また、東京へのアジア・オセアニア拠点設置をさらに強く働きかけるため、同年11月に金融担当大臣からI F R S財団にレターを送付しました。
- ・同年12月、金融庁が共同事務局を務めるI F R S対応方針協議会が開催され、金融担当副大臣からI F R S対応方針協議会に参加する国内の主要な関係団体に対し、I S S Bへの日本の対応に関する協力の要請を行いました。
- ・政府からI F R S財団へ直接資金拠出を行うべく、令和3年度補正予算において約1.1億円の予算を計上し、3年3月末にI F R S財団への送金を完了しました。
- ・3年11月に開催されたC O P 26（気候変動枠組条約締約国会議）に向けた動き等を踏まえ、N G F S（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）や、F S B及び各基準設定主体等における関連部会への参加を通じ、サステナブルファイナンスに関する国際的な議論に貢献しました。特に、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（I P S F）やI O S C Oにおいて、関連部会の共同議

	長を務めるなど、主導的な役割を果たしました。加えて、国内対応に資するよう、シナリオ分析に関する委託調査や、民間部門の国際的な取組等に関する情報収集を通じて、知見の蓄積を進めました。また、3年12月には、民間企業や金融機関等が構築する組織である自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラムに参加することを公表するなど、気候変動以外のサステナビリティ関連事項についても国際的な議論に貢献しました。 ・金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等について対話しました。 ・日本銀行と連携し、3メガバンク・大手損保3グループを対象に、NGFSシナリオを共通シナリオとするシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施しました。あわせて、投融資先支援と気候変動リスク管理に関し、主に銀行・保険会社との対話の着眼点を含む金融機関の気候変動対応についての基本的な考え方を取りまとめ、業界団体等と調整を実施しました。 ・環境配慮をうたいながら実際は事実と異なるESG関連投資信託に関して、調査・分析を行い、資産運用会社に対するモニタリングを実施しました。
④ 規制・制度改革等の推進	・「規制改革実施計画」（3年6月18日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えます。
⑤ 事前確認制度の適切な運用	・3年度においては、ノーアクションレター制度等を利用した法令照会に対する回答実績はありません。
⑥ 金融行政におけるITの活用	・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、以下の取組を行いました。 - ー 情報システム予算を効率的、戦略的に活用するため、システム監査の実施を通じた予算要求作業プロセスの見直しを行ったほか、外部からのデジタル人材の採用、管理職向け・全職員向けにDX研修等を開催、国内外の大学院や民間企業等への派遣等により、人材確保・育成を継続的に実施するなど、価値を生み出すITガバナンスの強化に取り組みました。 - ー 3年10月に小型軽量化PCの配布を完了させるなど、働き方改革やペーパーレス化に資するインフラを整備するとともに、RPAの一層の活用、テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用を継続し定着を図るなど、業務におけるデジタル技術の活用に取り組みました。 - ー 情報セキュリティ対策については、全職員を対象とした訓練・研修の実施やインシデント対応にあたる職員による実践的訓練への参加、

	情報セキュリティ監査等によるセキュリティ対策の実効性確認、サイバー攻撃に対する情報の収集と庁内への展開による早期警戒活動、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改定に伴う、金融庁情報セキュリティポリシー等の改定など、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させる取組を計画的に実施しました。 ・金融庁の行政手続きの電子化 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインで提出が可能となるように、3年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、同年6月末に運用を開始しました。また、4年度下期の運用開始を目指して、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組を進めました。 ・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、前年度に整理した要求要件を踏まえ、次期システム更改に向けた具体的な調達仕様書の策定に取り組みました。
⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	・2年度に実施したアンケートについて、回答内容の集計・分析を行い、その結果を金融庁ウェブサイトにおいて公表するとともに、審査に当たった財務局等に対しその結果を還元しました。また、3年度においても、引き続きアンケートを実施しました。
⑧ 経済安全保障上の対応	・金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	371	312	339	406
		補正予算	▲2	▲15	163	-
		繰越等	-	-		
		合 計	368	297		
	執行額 (百万円)		262	189		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・ G20 https://www.g20.org ・ 金融安定理事会（F S B） https://www.fsb.org/ ・ 金融活動作業部会（F A T F） http://www.fatf-gafi.org/
---------------------------	---

	【測定指標③】 ・サステナブルファイナンス有識者会議 https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html ・サステナブルファイナンス有識者会議報告書（3年6月18日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210618-2.html ・「記述情報の開示の好事例集 2021」の公表・更新について https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220325.html ・サステナブルファイナンス環境整備検討会中間報告書（JPX4年1月31日公表） https://www.jpx.co.jp/news/0090/20220131-01.html ・ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会 https://www.fsa.go.jp/singi/esg_hyouka/index.html ・ソーシャルボンドガイドライン（3年10月26日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2.html ・ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議 https://www.fsa.go.jp/singi/social_impact/index.html ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁・経済産業省・環境省3年5月7日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210507_2.html ・気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS） https://www.ngfs.net/en ・サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF） https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance/international-platform-sustainable-finance_en ・自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD） https://tnfd.global/
--	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
-------	---

政策評価実施時期	令和4年6月
----------	--------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(金融庁の行政運営・組織の改革－1)

施策名	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を図る。 【根拠】 ・当面のガバナンス基本方針（平成 30 年 7 月 4 日） ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（令和 3 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕各種有識者会議の積極的活用	【達成】
3 年度目標	有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映	
3 年度実績	・政策評価有識者会議を 1 回開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。	
指標②	〔主要〕第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施	【達成】
3 年度目標	内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映	
3 年度実績	・検査・監督等の金融行政の質の向上の観点から、業務改善とガバナンスの専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。 ・職員アンケートによる自己評価を実施しました。	
指標③	金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数	【達成】
	基準値	実績 目標値

	2 年度	3 年度	3 年度
	4 億 4,840 万件	4 億 801 万件	金融庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施
指標④	金融庁T w i t t e r（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、ツイート（発信）回数、いいね数、リツイート数。その他SNSでの情報発信強化		【達成】
	基準値	実績	目標値
	2 年度	3 年度	3 年度
	フォロワー数：126,483 ツイート回数：1,062 いいね数：17,539 リツイート数：12,085	フォロワー数：141,197 ツイート回数：1,521 いいね数：21,110 リツイート数：16,012	金融庁の施策等について、T w i t t e r 等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施
指標⑤	【主要】財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況		【達成】
	3 年度目標	財務局とのさらなる連携・協働の推進	
	3 年度実績	・各地域において金融行政を担う財務局との緊密な連携・協働をさらに進めるため、幹部レベルや実務レベルでのオンライン会議等を活用した適時の情報共有の継続・拡充、若手を含めた財務局職員からの政策提言の募集など、コミュニケーションの充実等を進めました。 ・金融行政の政策実現に向けた効率的・効果的な業務運営について、最適な業務運営となるソリューションを生み出せるよう、金融庁と財務局が協働してさらなる検討を行いました。	
指標⑥	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組【再掲（詳細は横断的施策－1 参照）】		【達成】
	3 年度目標	具体的な取組の推進	
	3 年度実績	・再掲。詳細については横断的施策－1 参照。	
参考指標			
指標①	「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況		
	3 年度実績	・「テレワーク推進計画」を策定し、テレワークを活用した柔軟な働き方の推進に向けた取組を引き続き実施しました。 ・女性の活躍推進のため、女性の採用の拡大や女性の登用目標達成に向けた計画的育成に関する取組について、引き続き実施しました。 ・内閣人事局より、ワークライフバランスの向上や業務改善に向けた優れた取組を行った職場（令和 3 年度ワークライフバランス職場表彰）として、内閣人事局長表彰 1 件、業務見直し特別賞 1 件が選定されるなど、職員のワークライフバランスの実現に向けた取組が進んでいます。	

指標② 金融行政モニターへの意見申出件数		
	3 年度実績	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月：34 件
指標③ 各種サポートデスクへの相談件数		
	3 年度実績	・FinTech サポートデスク：316 件 ・拠点開設サポートオフィス：140 件 ・FinTech 実証実験ハブ：4 件
指標④ 意見申出制度への意見申出件数		
	3 年度実績	0 機関
指標⑤ 報道発表件数		
	3 年度実績	679 件
指標⑥ 英語ワンストップサービスの対応件数		
	3 年度実績	767 件（2 年度は 609 件）

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました（測定指標①、②）。 金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトや SNS を活用し、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行い、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4 億 801 万件（測定指標③）となりました。また、金融庁公式 T w i t t e r アカウンドにより 1,521 件のツイートを実施（前年度比 43.2%増）したところ、16,012 件リツイート（同 32.5%増）され、結果としてフォロワー数は 141,198 アカウンド（同 11.6%増）、いいね数は 21,110 件（同 20.4%増）となり、より幅広い層への情報発信ができました（測定指標④）。 財務局とのさらなる連携・協働の推進のため、コミュニケーションの充実等を進めたほか、金融行政の政策実現に向けた効率的・効果的な業務運営について、金融庁と財務局が協働してさらなる検討を行いました（測定指標⑤）。 （測定指標⑥については再掲。詳細については横断的施策—1 参照。） 上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積

	極的に活用するほか、金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のPDCAの実施に取り組む必要があると考えています。 【効率性】 金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。 【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、引き続き、金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を図る必要があります。 【施策】 有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する戦略的な広報に取り組んでいきます。更に、金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組について、引き続き具体的な取組を推進します。(再掲。詳細については、横断的施策—1 参照。) 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革(ガバナンスの改善)	・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に実施し、会議での議論を金融行政に反映しました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。 ・金融庁の関係幹部を含めた内部検証、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげました。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました。

② 金融行政に関する情報発信の充実	・金融庁の施策及び金融行政の各課題等の内容について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行いました。 ・タイムリーかつより幅広い情報発信を行う観点から、日本での拠点開設を検討する海外金融事業者・外国人材に効果的に国際金融センター関連の施策や日本の資本市場の魅力向上に資する情報を発信するための <i>Linked In</i> 公式ページの開設や、成年年齢引下げを踏まえた若年者向けの周知・啓発活動として過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画を作成し、<i>YouTube</i> や <i>Twitter</i> へ投稿するといった SNS を活用した積極的な広報を実施しました。 ・英語による積極的な情報発信の観点から、英語で公表された事案についてはウェブサイトだけでなく、<i>Twitter</i> 等を活用しました。また、金融庁の政策をより理解しやすいものとするため、月刊で発行する広報誌「アクセス FSA」を英訳して公表しました。 ・金融庁ウェブサイトの安定的な稼動に関し、第一期政府共通プラットフォームから第二期政府共通プラットフォームへのシステム移行について、必要な設計、開発、テスト、移行等を完了し、新システムでの運用を開始しました。
③ 総合政策機能の強化	・3 事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」を策定しました。 ・以下の通り、庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図りました。 ✓ デジタイゼーションの加速的な進展への対応【再掲（詳細は横断的施策―1 参照）】 ✓ 国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献（コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス）【再掲（詳細は横断的施策―3 参照）】 ✓ サステナブルファイナンスの推進【再掲（詳細は横断的施策―3 参照）】 ✓ 規制・制度改革等の推進【再掲（詳細は横断的施策―3 参照）】 ✓ 金融行政における IT の活用【再掲（詳細は横断的施策―3 参照）】 ✓ 家計における長期・積立・分散投資の推進【再掲（詳細は施策Ⅱ―1 参照）】 ✓ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備【再掲（詳細は施策Ⅱ―1 参照）】 ✓ 資産運用業の高度化【再掲（詳細は施策Ⅲ―3 参照）】 ✓ 国際金融機能の確立【再掲（詳細は施策Ⅲ―3 参照）】 ✓ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）【再掲（詳細は組織改革―1 参照）】

④ 金融技術の発展を受けた対応【再掲（詳細は横断的施策—1 参照）】	
	横断的施策—1 参照
⑤ 財務局とのさらなる連携・協働の推進	
	・各地域において金融行政を担う財務局との緊密な連携・協働をさらに進めるため、幹部レベルや実務レベルでのオンライン会議等を活用した適時の情報共有の継続・拡充、若手を含めた財務局職員からの政策提言の募集など、コミュニケーションの充実等を進めました。 ・金融行政の政策実現に向けた効率的・効果的な業務運営について、最適な業務運営となるソリューションを生み出せるよう、金融庁と財務局が協働してさらなる検討を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	-	-		
	執行額 (百万円)		-	-		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 4 年 6 月 2 日～22 日）
---------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・「政策評価に関する有識者会議」議事要旨・資料等 (https://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html) ・「サステナブルファイナンス有識者会議」 (3 年 4 月 22 日～4 年 1 月 28 日（計 5 回）) (https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html) 【測定指標②】 ・「「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等の公表について」（3 年 6 月 11 日） (https://www.fsa.go.jp/common/about/research/monitoring2020.html) 【測定指標④】 ・金融庁公式 Twitter アカウント（日本語版） (https://twitter.com/fsa_JAPAN) ・金融庁公式 Twitter アカウント（英語版） (https://twitter.com/JFSA_en) ・LinkedIn アカウント「Financial Services Agency, Japan (JFSA, 金融庁)」 (https://www.linkedin.com/company/financial-services-agency-20japan/about/) ・YouTube 金融庁チャンネル「新成人への過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起」
-----------------------------------	---

	(https://www.youtube.com/playlist?list=PL0cfkMfU1dbmcnFFAikUDnkPVcbN5CSqb) 【測定指標⑥】 ・再掲。詳細については横断的施策—1 参照。
担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、総務課、組織戦略監理官室、広報室、秘書課、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
政策評価実施時期	令和4年6月

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の見直し
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと
目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていないか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていないか)と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成 30 年 6 月 29 日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30 年 6 月 29 日) ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～(令和 3 年 8 月 31 日)

測定指標		
指標①	[主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。	【達成】

検査・監督の品質管理の実施状況		
3 年度目標	新しい考え方に沿った検査・監督の実践	
3 年度実績	・「金融機関の I T ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（元年6月）において公表した3つの論点に係る調査結果や課題について、当局と金融機関との間で共有を図り、金融機関の I T ガバナンスの発揮に繋げていくため、「金融機関の I T ガバナンス等に関する調査結果レポート」（3年6月）を公表しました。また、今回の調査等を通じて得られた参考事例を反映するとともに、ベストプラクティスの探求に向けて参考になると考えられる視点を追加し、「事例集（参考手引）＜令和3年6月版＞」を公表しました。 ・金融機関で発生したシステム障害を対象に、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例について、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（3年6月）を公表しました。 ・投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況について、主要な販売会社へのモニタリングや顧客意識調査を通じて把握した課題等の分析結果を「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」（3年6月）として公表しました。 ・金融機関の経営状況を的確に把握するため、立入検査による直接対話とリモート手法を柔軟に活用して、より深度あるモニタリングを行いました。特にリモート手法については、定着・進化させていくための効果的な実施に向けて、これまでに蓄積された事例や外部評価、職員アンケート結果などを踏まえた留意事項等を取りまとめ、対面とリモートの使い分けや金融機関に配慮した検査運営を行いました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、業務改善とガバナンスの専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。＜再掲（詳細は組織改革―1 参照）＞ ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を実施しました。 ・日本銀行との連携強化については、3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査等を進めました。 ・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修を新規で 57 本作成するなど、コンテンツの更なる充実を図るとともに、モニタリング研修（夏期及び冬期）において、事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための階層別	

	参加体験型グループ学習（オンラインワークショップ）を開催（夏期 2 講座、冬期 3 講座）するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。
--	---

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました（測定指標①）。 一方で、コロナの中での新たな課題への対応など、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。 【効率性及び有効性】 検査・監督の方向性を明らかにする必要がある個別分野について、分野別の検査・監督の考え方と進め方やその時々 の重要な課題に関する今後の課題や着眼点等について整理・公表を行ったほか、検査・監督の品質管理の仕組みの整備を進めたことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができたと考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていく必要があります。 このため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといったPDCAサイクルを 実践・定着していく必要があります。 【施策】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていきます。 【測定指標】 ①次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 検査・監督の見直し（モニタリングのあり方）	・「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティス

の整理」（元年6月）において公表した3つの論点に係る調査結果や課題について、当局と金融機関との間で共有を図り、金融機関のITガバナンスの発揮に繋げていくため、「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」（3年6月）を公表しました。また、今回の調査等を通じて得られた参考事例を反映するとともに、ベストプラクティスの探求に向けて参考になると考えられる視点を追加し、「事例集（参考手引）＜令和3年6月版＞」を公表しました。

- ・金融機関で発生したシステム障害を対象に、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例について、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（3年6月）を公表しました。
- ・投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況について、主要な販売会社へのモニタリングや顧客意識調査を通じて把握した課題等の分析結果を「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」（3年6月）として公表しました。これらを踏まえ、引き続き金融機関の取組事例やプラクティスについて実態把握を進め、金融機関への検査・監督に活用しています。
- ・金融機関の経営状況を的確に把握するため、立入検査による直接対話とリモート手法を柔軟に活用して、より深度あるモニタリングを行いました。特にリモート手法については、定着・進化させていくための効果的な実施に向けて、これまでに蓄積された事例や外部評価、職員アンケート結果などを踏まえた留意事項等を取りまとめ、対面とリモートの使い分けや金融機関に配慮した検査運営を行いました。
- ・検査・監督の品質管理の一環として、業務改善とガバナンスの専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。＜再掲（詳細は組織改革―1 参照）＞
- ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を実施しました。
- ・日本銀行との連携強化については、3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査等を進めました。
- ・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修を新規で57本作成するなど、コンテンツの更なる充実を図るとともに、モニタリング研修（夏期及び冬期）において、事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための階層別参加体験型グループ学習（オンラインワークショップ）を開催（夏期2講座、冬期3講座）するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。
- ・以上の取組などにより「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践してきました。

施策の	区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
-----	-----	-----	------	------	------

予算額・執行額等	予算の状況 (百万円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合計	-	-		
	執行額(百万円)		-	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和４年６月２日～２２日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課
-------	-------------------

政策評価実施時期	令和４年６月
----------	--------

令和 3 年度 実績評価書

金融庁令 3(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	金融行政を担う人材育成等
施策の概要	さらなる組織活性化に向けて、①金融行政各分野の専門人材の育成、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もが能力を発揮できる環境の実現、④幹部職員等のマネジメント力向上、などのための取組を継続・拡充する。
達成すべき目標	全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めること
目標設定の考え方・根拠	金融を巡る環境が大きく変化する中、金融庁の役割、必要とされる機能も大きく変化し続けている。これまで金融庁は、その行政手法のみならず、金融庁自身のガバナンスや組織文化を含めた改革を行ってきたところである。今後とも、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくためには、こうした取組を継続・拡充させていくことで、金融行政そのものを不断に進化させていく必要がある。 【根拠】 ・金融庁の改革について（平成 30 年 7 月 4 日） ・当面の人事基本方針（30 年 7 月 4 日） ・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（令和 3 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標① [主要]専門人材育成の取組状況		【達成】
3 年度目標	専門人材育成の枠組みのさらなる整備	
3 年度実績	・金融をめぐる環境の変化などを踏まえて、人材育成の基礎となる専門分野を見直すとともに、各分野における知見が組織全体で共有されるような取組や、人材育成に関する基本方針の職員への「見える化」等を通じて、中長期的な視点からの専門人材の育成の枠組みの整備を引き続き進めました。 ・意思決定の過程にデータに基づく分析を取り入れるため、分野横断的な「データサイエンス」のスキル向上を目指し、庁内のデータ分析プロジェクトへの参加者を拡大するとともに、参加者を主な対象に関連研修を実施しました。 ・金融機関のモニタリング業務等に従事する職員に対して、多様な実践の機会の提供、リスク管理分野におけるモニタリングや新しい業態への対応力を高める仕組みの構築を進めました。	
指標② [主要]職員の主体性を重視した枠組みの活用状況		【達成】
3 年度目標	職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備	

	3 年度実績	・自らの所掌にとらわれず自発的に政策提言を行う「政策オープンラボ」や、金融行政が直面している課題を研究し、個人論文として公表することを組織的に支援する枠組みなどが、職員に積極的に活用されるための環境づくりを行いました。
指標③ [主要]業務の合理化・効率化の取組状況		【達成】
	3 年度目標	業務のさらなる合理化・効率化
	3 年度実績	・テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備を引き続き行いました。 ・職員が真に注力すべき業務に集中できる環境の整備を目指し、外部委託等の効率化に適する業務の調査・整理、RPAの一層の活用、モニタリングシステムの利便性向上に向けた取組など、業務の合理化・効率化を進めました。
指標④ [主要]適切なマネジメントに向けた取組状況		【達成】
	3 年度目標	マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充
	3 年度実績	・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施しました。 ・現場のリーダーとしての役割が期待される職員を長とした少人数グループ編成や1on1ミーティングを通じ、きめ細かい組織運営を行いました。 ・幹部職員等に対し360度評価やマネジメント研修を実施しました。 ・職場環境に関する満足度調査を継続・実施し、その結果のフィードバックを行いました。
参考指標		
指標① 職員満足度調査結果		
	3 年度実績	・4 年 2 月に実施した職員満足度調査では、全体的な満足度のスコアは、前年に比べ 0.03 ポイント上昇し、4.02/5.00 でした。今後も定期的な検証を通じて組織としての課題を抽出し、さらなる改善につなげていきます。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる整備（測定指標①）を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備（測定指標②）や、業務のさらなる合理化・効率化（測定指標③）、マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充（測定指標④）を行い、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 金融を巡る環境が大きく変化する中、金融庁の役割、必要とされる機能も大きく変化し続けています。これまで金融庁は、その行政手法のみならず、金融庁自身のガバナンスや組織文化を含めた改革を行ってきたところです。今後とも、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくためには、こうした取組を継続・拡充させていくことで、金融行政そのものを不断に進化させていくことが不可欠と考えています。 【効率性及び有効性】 諸施策について、できるものから順次実行したうえで、その実効性が確保されるよう不断に見直しを行うことで、効率的かつ有効な取組を進めています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。 【施策】 3年度に検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既に実施した施策について、不十分な点があれば改め、さらなる改善につなげていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 専門人材の育成	・金融をめぐる環境の変化などを踏まえて、人材育成の基礎となる専門分野を見直すとともに、各分野における知見が組織全体で共有されるような取組や、人材育成に関する基本方針の職員への「見える化」等を通じて、中長期的な視点からの専門人材の育成の枠組みの整備を引き続き進めました。 ・意思決定の過程にデータに基づく分析を取り入れるため、分野横断的な「データサイエンス」のスキル向上を目指し、庁内のデータ分析プロジェクトへの参加者を拡大するとともに、参加者を主な対象に関連研修を実施しました。 ・金融機関のモニタリング業務等に従事する職員に対して、多様な実践の機会の提供、リスク管理分野におけるモニタリングや新しい業態への対応力を高める仕組みの構築を進めました。
② 職員の主体性・自主性の重視	・自らの所掌にとらわれず自発的に政策提言を行う「政策オープンラボ」や、金融行政が直面している課題を研究し、個人論文として公表することを組織的に支援する枠組みなどが職員に積極的に活用されるための環境づくりを引き続き進めました。
③ 誰もが能力を発揮できる環境の実現	・テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備を引き続き行いました。 ・職員が真に注力すべき業務に集中できる環境の整備を目指し、外部委託

	等の効率化に適する業務の調査・整理、R P Aの一層の活用、モニタリングシステムの利便性向上に向けた取組など、業務の合理化・効率化を進めました。 ・能力・適性に応じた人事や、庁内及び一般からの公募を推進しました。
④ 幹部職員等のマネジメント力向上	・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施しました。 ・現場のリーダーとしての役割が期待される職員を長とした少人数グループ編成やl o n lミーティングを通じ、きめ細かい組織運営を行いました。 ・幹部職員等に対し 360 度評価やマネジメント研修を実施しました。 ・職場環境に関する満足度調査を継続・実施し、その結果のフィードバックを行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰 越 等	-	-		
		合 計	-	-		
	執行額 (百万円)		-	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和4年6月2日～22日）
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、研究開発室、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、リスク分析総括課
-------	--

政策評価実施時期	令和4年6月
----------	--------